

政府・企業間の資金移転問題

ウクライナとロシアの比較

塩 原 俊 彦
(高知大学助教授)

はじめに

社会主義経済の桎梏から抜け出し、資本主義経済に移行するには、多くの困難が伴っている。そこで重要なのは、政府規制の緩和という視点と、私的所得の確立という視点ではないか。⁽¹⁾ 前者は「市場」対「政府」といった二分法に基づいて、政府の権限を制限し、企業の自由な経済活動を促進するという政策に関連している。新古典派理論に基づくIMFによる移行国支援や、制度改革重視といった主張も基本的にはこの二分法に沿った問題関心をもっている。しかし、この視点だけでは中国のような移行国の問題を十分に把握できないと考えるBernstam & Rabushkaは、こうした視点に加えて、後者の視点を加えることを主張している ([3])。本稿では、かれらのいう私的所得 (private income) と共同所得 (common income) の区分という視点の重要性を認める立場に立ち、そのうえで企業における私的所得の明確化の問題を政府と企業との資金移転問題の視角から検討したい。⁽²⁾ ウクライナとロシアの比較という視点を持ち込むことで、分析を複眼的にしたいというねらいがある。「腐敗」の蔓延など、よく似た問題をかかえる2国を比較することによって、資本主義への移行にかかわる諸問題に対する理解をより深めることをねらいとしている。

第 章では、政府と企業との間の資金移転問題を考えるうえで前提となる、企業の私的所得の確

立問題を考察する。さらに、政府・企業間の資金移転をめぐる概説的な検討を行い、黙示的補助金に注目する。第 章では、黙示的補助金のうち、いくつかの具体的な項目について分析する。最後に、資金移転に影響をおよぼしているウクライナ国内の政党・企業集団についてふれたい。

・ 企業の私的所得の確立

政府と企業・個人の間を歴史的に考察するとき、Olsonのように、略奪者による収奪の歴史とみなすことも可能である ([25])。ソ連に現存した社会主義体制において、スターリンは個人に明示的な課税をするより、国有企業の利潤を収奪する黙示的課税を行うことで略奪者としての地位を守ろうとした。そのために制度化された国有企業や価格統制は企業の私的所得を曖昧にした。逆にいえば、企業の所得も政府の所得もいわば、共同所得とみなされ、政府・企業あるいは個人の略奪の対象になりえたことになる。社会主義という公式経済を通じて、政府は大きく、企業や個人はシャドー経済を通じて小さく、共同所得を略奪していたと考えられる。こうした体制は移行期を通じてどう変化したのか。Bernstam & Rabushkaによれば、ロシアでは、政府による規制の過度の自由化を通じて旧来の国有企業の有していたネットワークが残存し、これを活用した税滞納などにより、共同所得を略奪する体制自体には大きな変化が起

きなかった。おそらくウクライナでも同じであろう。ここでは、企業の私的所得の確立をめぐる、概括的な考察を行い、政府・企業間の資金移転問題を検討するための論点整理につなげたい。

ロシアでもウクライナでも、企業の私的所得の確立は、国有企業の私有化、私企業の新規設立というふたつの径路において問題になった。前者では、(a)私的所有権の確立（国有企業の売却、国有企業の株式会社化とその株式の売却などの方法、債権者の権利行使を伴った企業破産手続き、私的所有権を保護する公正・迅速な裁判制度など）、(b)企業会計の確立（売買の明確化、会計監査・情報開示制度の確立、税務会計との整合性など）、(c)政府・企業間の資金移転の明確化（納税制度の整備、補助金の削減など）、(d)決済の確立（納税に伴う決済の透明化、非貨幣取引の制限）、(e)企業統治の確立（企業の主体性確立のための株主・経営者・従業員間の権利関係整備）といった論点が重要である。後者についてもこの多くが関係しているが、私的所有権の存在を前提に生まれた私企業では、私有化に伴う私的所有権の確立は問題にならない。小規模企業としてはじまることの多い私企業は、従来、共同所得の略奪をめぐる政府と深い関係をもっていた国有企業と異なり、政府・企業間の資金移転自体が低水準であったと推定される。だからこそ、私企業が多く存在する移行国では、こうした企業の私的所得確立の度合いが深化しており、それが私的利益をめざした経済活動の促進につながったと考えられる。ここでは、政府・企業間の資金移転に関連した問題についてもう少し詳しく検討したい。

政府・企業間の資金移転には、企業側が政府に支払う 納税、 社会保険料控除、 元利支払（政府・中央銀行借入に対して）、 配当支払（国家が株主である場合）、 国家発注への財・サービスの供与のほか、企業が政府から受け取る 補助金（免税措置、貸付、出資、債務保証などを含

む）、 国家発注の代金受取 など）が想定できる。さらに、企業側からの賄賂支払い（政府による許認可供与など）、安全保障にかかわるサービスへの対価納入（治安当局による警護提供）などのほか、役人の天下り受け入れ（国家発注への便宜供与）なども広義の資金移転と考えられる。(i)資金移転の規模縮小、(ii)資金移転の透明性確保、(iii)資金移転の監視強化 といった措置は企業の私的所得を明確にするのに資するが、ロシアやウクライナの移行過程では、むしろこの資金移転の不透明化によって企業の私的所得が曖昧化されてしまった。

と に関連した滞納現象に伴って、相互相殺や遅延料・罰金の個別適用などを通じた税金の事実上の割引が行われたほか、特定企業への免税措置や、滞納分の帳消しやリストラ措置もとられた。こうした措置は政府・企業間の勘定を曖昧にした。

についても、特定企業への利子補給の裏返しとして生じた、元利支払滞納への甘い対応などを通じて、政府・企業間の勘定は不明確にされた。さらに、 の補助金については、予算上、明示される補助金は、ロシアでもウクライナでも減少傾向をたどっているが、黙示的補助金と呼ばれるさまざまな補助金が急増し、それが政府・企業間の勘定を不透明にしている。それが企業の私的所得の確立を阻んでいるわけである。具体的な黙示的補助金には、(イ) に関連（滞納の放置、滞納の帳消し・リストラ、脱税幫助、相互相殺、パーター・手形決済、遅延料・罰金の個別優遇、免税、自由経済ゾーン、税務上の優遇信用供与、商業銀行の公金取り扱い）、(ロ) に関連（滞納の放置、滞納の帳消し・リストラ）、(ハ) に関連（国家発注獲得における特惠、市場価格を下回る価格での財・サービスの購入特惠、賃料なしの土地・建物の利用、国家価格統制、外為管理）などが考えられる。本稿では、資料面での制約から、とくに(イ)に関連した黙示的補助金を中心にウクライナとロ

シアを比較してみたい。

・ 黙示的補助金

1. 補助金をめぐって

まず、検討したいのはウクライナにおける資金移転の問題を補助金の問題として詳細に分析した Legeida の考察である ([16])。彼女はウクライナにおける補助金を、直接的補助金と間接的補助金に分け、後者が 税金にかかわる免税、自由経済ゾーン、税滞納の帳消し・リストラ、脱税などに関連、期限超過支払（国内の企業間支払遅延、貸金遅延、他国への支払）、非貨幣取引（相互相殺、パーター取引、手形支払い）、銀行補助金（利子優遇、政府の貸付保証、利子補給）、貿易補助金（関税、その他の規制）、その他の黙示的補助金（国家発注獲得における特惠、市場

価格を下回る価格での財・サービスの購入特惠など）から構成されていると主張している。⁽³⁾ そのうえで、表 1 に示したように、明示的予算補助金、税金、期限超過支払（国家の滞納を除く）、非貨幣取引、銀行補助金の 5 項目に分けて、GDP に対する各項目の割合を検討した。ただし、期限超過支払における貸金遅延などを補助金とみなす根拠については問題がある（後述）。「財・サービスの負債」の計算方法も不透明であり、銀行補助金にある項目「企業負債への利子支払」と「銀行に対する企業や組織の期限超過支払」の計算根拠は示されていない。なお、Legeida が表 1 にとりあげなかった貿易補助金のほか、「黙示的補助金」として、為替管理政策、民間銀行による公金取り扱い、さらに、脱税、国家保有株式に伴う配当などについても考察する必要があると

表 1 ウクライナにおける補助金の評価（対GDP比、%）

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
1. 明示的予算補助金	7.8	5.9	7.4	6.4	5.6	4.1
a. 経済への補助金						
工業・エネルギー	5.1	3.2	4.2	1.6	1.5	1.3
建設	N/a	N/a	0.7	1.6	1.2	0.6
農業、林業、漁業	1.4	1.2	0.7	0.6	0.4	0.5
輸送・通信	N/a	0	1.2	1.7	1.6	1.1
その他サービス	N/a	N/a	0.2	0.1	0.1	0.3
b. インベーション基金からの支出	-	-	-	0.2	0.2	0
c. 閣僚会議予備基金からの支出	-	0.2	0.4	0.3	0.2	0.1
d. 国家予備からの補給	0.7	0	0.1	0.1	0.3	0.2
e. 予算貸付	0.6	0	-0.1	0.3	0.1	-0.1
f. 燃料エネルギー部門の開発基金からの支出	0.1	1.3	-	-	-	-
2. 税金	0.8	0.7	28.7	33.1	36.3	26.1
税制特惠、自由経済ゾーン、特別投資地域	-	-	21.3	29	31.2	23.2
統合予算および予算外基金への期限超過税滞納のネット増加	0.8	0.7	1.6	3.8	4.3	-0.4
さまざまな種類の税滞納の帳消ししないリストラ	-	-	5.8	0.3	0.8	3.3
3. 期限超過支払（国家滞納分を除く）	17.3	31.8	21.5	6.9	19.2	0.006
財・サービスの負債	N/a	N/a	13.1	4.9	13.8	0
貸金遅延	N/a	N/a	1.4	0.3	0.1	-1
旧ソ連諸国やその他の諸国への支払	N/a	N/a	-0.8	5.2	4.7	0
4. 非貨幣取引	-	1	2.1	1.4	3	2.1
予算相殺	-	1	2.1	1.4	1.1	1
電力卸売市場とエネルギー供給企業との間の非現金取引	N/a	N/a	N/a	N/a	1.9	1.1
5. 銀行補助金						
企業負債への利子支払	1.8	2.1	0.9	0.3	0.9	N/a
銀行に対する企業や組織の期限超過支払	0.4	N/a	N/a	N/a	N/a	N/a

(出所) Legeida, Nina, "Implicit subsidies in Ukraine," pp. 24-25.

指摘しておきたい。

一方、表2はロシアにおける補助金の動向を示したものである。これはPintoらによって測定されたロシアの連邦・地方政府レベルにおける補助金供与の動向を示している([26])。連邦制をとるロシアと、単一主権制をとるウクライナとは、予算作成上の相違点が存在するが、本稿では、この問題には立ち入らない。明示的予算補助金をウクライナ(表1)と比較すると、ロシア・ウクライナとも逓減傾向にある。黙示的補助金のうち、表2の相互相殺分は表1と同じ前提で計算されている(後述)。銀行利子に関連する補助金は捨象されている。税滞納のネット増加は罰金・課徴金を考慮していない。これはインフレによる税収の目減りを意味し、黙示的補助金としてとらえられている。地方予算と予算外基金において、不透明な黙示的補助金のウエートが高いのが特徴といえる。ただし、黙示的補助金には、ガスや電力部門から個別企業に提供されているものもある。この黙示的補助金だけで1994年にはGDPの3.9%、1995年には4%、1996年には4.2%、1997年には3.2%の規模であった([26]p.25)。なお、これらを含めた黙示的補助金の総額を、定義の異なる表1の間

接的補助金(税収、期限超過支払、非貨幣取引)と単純に比較することはできない。表1と表2にみられるように、ウクライナとロシアにおける政府・企業間の資金移転問題をまったく同じ統計に基づいて比較することは困難だが、入手できるかぎりの資料を駆使しながら、考察することにした。

2. 明示的予算補助金

統合予算に明示された明示的予算補助金を資金移転に関連づけて考察するため、表3を作成した。表1の「1.a.」「経済への補助金」は1995年のGDPの5.1%から1998年の1.6%まで減少しているが、これは表における歳出の「国民経済」という項目が1995年のGDPの4.7%から1998年の2.2%まで低下したことに対応している。1995年以降の数値しか示されていない表1に対して、表3は1992年から1994年までの近似値も推定できるから、1992-1994年には「経済への補助金」が1995年以上に高水準であったことが推測できる。さらに、表4は工業・農業への予算からの「直接的補助金」の対GDP比を示したもののだが、この「直接的補助金」は明示的予算補助金の一種と考えられ、表1の明

表2 ロシアにおける補助金の動向(対GDP比、%)

	1994	1995	1996	1997	1998
明示的予算補助金	10.2	8.6	7.9	8.6	5.9
連邦	3	2.5	1.7	1.8	0.7
地方	7.2	6.1	6.2	6.8	5.2
予算外基金	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
黙示的補助金	0.7	3.2	7.6	7.4	10.4
連邦	0.7	1.9	2.1	2.2	3
相互相殺	0.7	0.6	0.8	0.8	0.4
税滞納のネット増加	n. a.	1.3	1.2	1.4	2.7
地方	n. a.	1.2	1.9	3	3.1
相互相殺	n. a.	n. a.	1.3	1.9	1.8
税滞納のネット増加	n. a.	1.2	0.6	1.1	1.3
予算外基金	n. a.	n. a.	3.6	2.2	4.2
相互相殺	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
税滞納のネット増加	n. a.	n. a.	3.6	2.2	4.2
補助金合計	10.9	11.8	15.5	16	16.3

(出所) Pinto, Brian, Drebenstov, Vladimir, Morozov, Alexander, "Give Growth and Macro Stability in Russia a Chance: Harden Budgets by Dismantling Nonpayments," World Bank Policy Research Working Paper, p.25, No.2324, 2000.

示的予算補助金にある工業・エネルギー、農業の項目と同じような動きを示している。すなわち、

工業・エネルギーへの明示的予算補助金は1998年以降になってようやく大幅に削減された。

表3 ウクライナの統合予算における資金移転（対GDP比、%）

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998****
歳入*	34.2	42.8	41.9	37.8	36.7	38	35.6
歳入*	32	37.1	37.3	34.8	34.7	35.6	34
税金	9.7	11.6	10.8	8.3	7.7	8.1	7
付加価値税	5.6	9.8	11.8	8.9	6.7	6.1	5.4
法人税	3	2	2.8	2.9	3.2	3.5	3.4
個人所得税	-	-	-	1.2	1	1.1	1.1
土地税	1.2	1.7	1.4	0.7	0.8	1.2	1.2
物品税	-	-	-	0.7	2.3	1	0.1
ガス石油に対するロイヤリティー	-	-	-	0.7	2.3	1	0.1
外国貿易収入	-	1.3	0.7	0.8	0.5	0.8	0.9
年金基金収入	10.1	9	7.7	7.6	8.6	9.1	8.6
チェルノブイリ基金収入	2.4	1.7	2	1.9	1.8	1.8	1.4
その他の社会基金**	-	-	-	0.1	0.4	1.1	1.9
その他税収	-	-	-	1.7	1.6	1.8	3.1
その他の収入	2.2	5.7	4.6	3	2.1	2.4	1.6
うち中央銀行の利潤	-	-	0.3	0	0	0.1	0.4
国家予備基金	-	1.3	0.6	0.3	0.3	0.3	0
歳出***	58.4	70.9	50.6	42.7	39.9	43.6	38.2
経常歳出	54.2	68.3	47	40.2	38.6	43	37.6
社会保護	7.2	12.2	5.8	6.4	5	5.9	4
便益給付	3.2	4.4	1.7	1.6	3.2	3.1	2.9
補助金	4	7.8	4.2	4.8	1.7	2.8	1.1
社会文化支出	9.3	9	10.7	11	9.5	10.3	8.4
教育	4.6	4.4	5.2	5.4	4.9	5.3	4.3
保健	3.6	3.8	4.6	4.7	3.8	4.2	3.4
その他	1.2	0.8	0.9	1	0.8	0.8	0.6
国民経済	23.6	15.2	14.5	4.7	4.2	3	2.2
うち直接貸付	13.1	7.4	2.4	0.2	0	0	0
農業	-	-	-	-	0.7	0.1	0.3
国家予備基金	-	-	-	-	1.8	1.5	0.1
行政府・司法	1.4	2	2.5	2.6	2.8	3.2	2.8
国防	2.2	1.8	1.8	1.9	1.7	1.6	1.3
年金基金	7.2	8.3	7.4	7.6	8.6	9	8.5
チェルノブイリ基金	2.2	1.3	1.9	1.7	1.9	1.8	1.4
利子支払	0	0.2	1.1	1.5	1.6	1.8	2.3
うち国内通貨建て	0	0	0.5	1.1	0.5	1	1.6
外国通貨建て	0	0.2	0.6	0.4	1	0.8	0.7
他経常支出	1.2	18.1	1.3	2.7	3.4	6.3	6.8
資本歳出	4.2	2.7	3.6	2.5	1.3	0.6	0.7
現金不足	-24.2	-28.1	-8.7	-4.9	-3.2	-5.6	-2.7
税金遅延（年末ストックベース）	-	-	-	2.2	2.1	2.2	5.8

（出所） Ukraine, Restoring Growth with Equity: A Participatory Country Economic Memorandum, World Bank Country Study, p. 170, 1999.

（注）*1992年のデータはIMFの最近の修正を考慮していない。

**道路基金、産業発展基金、イノベーション基金を含む。

***ウクライナは1998年1月1日からGFS分類に移行した。

****予備的データ。

表4 ウクライナにおける工業・農業への予算からの直接的補助金（対GDP比、%）

	1995	1996	1997	1998	1999
全体	6.05	4.17	4.87	2.24	1.81
工業とエネルギー	4.77	2.94	4.11	1.66	1.42
うち石炭	3.12	1.23	1.3	1.27	1.18
農業	1.28	1.23	0.76	0.58	0.39

（出所） Fonkich, Kateryna, Rent Seeking and Interest Groups under Institutions of Transition: The Case of Ukraine, p. 22, 2000, <http://www.sigov.si/zmar/conference2000/pdf/fonkich.pdf/>

一方、表5はロシアの統合予算における資金移転を示したものである。ロシアの場合、GDP比でみた統合予算の歳入・歳出水準がウクライナより

もかなり低い水準にあることがわかる。⁽⁴⁾ 明示的予算補助金に関連した歳出の「工業・エネルギー・建設」の項目をみると、ロシアの場合にも1995年

表5 ロシアの統合予算における資金移転（対GDP比、％）

	1995	1996	1997	1998	1999
歳入*	28.4	26	28.7	25.2	26.3
税収	23.7	22	24	20.7	21.9
利潤税	7.6	4.5	4.2	3.7	4.8
個人所得税	2.4	2.6	3	2.6	2.5
付加価値税	6.2	6.7	7.1	6.2	6.3
物品税	1.6	2.5	2.7	2.7	2.4
資産税	1.1	1.7	1.9	1.7	1.2
天然資源利用料	0.8	1	1.5	0.8	1
非税収	3.5	2.7	2.6	2.5	1.8
歳出	31.6	30.4	33.9	30.9	27.3
国家管理・地方自治	0.8	0.8	1.2	1.1	1
国際活動	1.8	1.2	0.1	0.6	1.3
国防	3.2	3	3.3	2.4	2.5
治安活動・国家安全保障	1.8	1.8	2.4	1.7	1.6
工業・エネルギー・建設	2.3	1.8	2	1	0.7
農業・漁業	1.5	1.2	1.3	0.9	0.8
輸送・通信	0.8	0.8	1	0.7	0.6
住宅・公共経営	4.2	4.1	4.5	3.6	2.8
社会・文化措置	8.4	8.8	10.9	9	8
国債費	1.8	2.1	1.7	5.5	4.1
特定予算基金支出	1.1	1	1.4	1.6	2.2
その他歳出	3.9	3.8	4.1	2.8	1.7
不足	3.2	4.4	5.2	5.7	1

(出所) *Financy v Rossii*, pp.22-26, 2000.

(注) *特定予算基金への控除が考慮されている。1999年1月1日から、国家・自治体所有下の資産売却や国家ストック販売による収入は「歳入」から除外され、予算不足の資金調達源泉に。

表6 ロシアの企業部門への移転*

	GDPに占める割合、％			全体に占める構成比、％		
	1992	1993	1994	1992	1993	1994
全移転**	31.6	8.6	4.9	100	100	100
予算上の補助金	5.4	2.4	1.5	17.1	27.4	31.3
軍民転換	0.4	0.2	0.1	1.1	1.8	2.2
鉱業	1	1.1	0.9	3.3	12.7	19.3
農業	2.9	1	0.5	9	11.5	9.8
住宅・公的輸送	0.8	0.1	n.a.	2.7	0.6	n.a.
その他	0.3	0.1	n.a.	1	0.7	n.a.
予算上の投資助成	2.3	1.2	0.7	7.3	14.2	14.4
農業	0.7	0.3	n.a.	2.3	3.2	n.a.
黙示的輸出補助金	5	0.6	n.a.	15.8	6.4	n.a.
助成された集権的クレジット	18.9	4.5	2.3	59.8	52.1	47.8
投資	0.7	0.3	0.1	2.2	2.9	n.a.
軍民転換	0.4	0.2	0.1	1.4	2.2	n.a.
稼働資本	3.3	n.a.	n.a.	10.5	0	n.a.
燃料エネルギー	1.9	0.3	n.a.	5.9	2.9	n.a.
農業	6.8	2.7	n.a.	21.5	31.4	n.a.
遅延決済向け	1.1	n.a.	n.a.	3.3	n.a.	n.a.
食品加工	0.6	0.6	n.a.	1.9	6.4	n.a.
主要プログラム外の個別決定	n.a.	0.6	n.a.	13.2	6.4	n.a.
その他	n.a.	n.a.	2.1	n.a.	n.a.	n.a.
その他	n.a.	n.a.	0.3	n.a.	n.a.	6.5

n.a.: 取得できず。

*連邦予算、連邦予算外活動および中央銀行からの移転。地方によって供与された支援に関する情報は取り扱っていない。

**北方地域や地域プログラムに対するクレジットを除く。

(出所) Russian Federation: Toward Medium-Term Viability, A World Bank Country Study, p. 54, 1996.

の2.3%から1999年の0.7%へと遞減傾向をたどっている。しかし、これだけでは、明示的予算補助金自体についての比較が十分とはいえない。

そこで、表6に1992年から1994年までのロシアの企業部門への資金移転について調べた結果を示した。これからわかるように、ロシアの企業部門への「予算上の補助金」は1992年にGDPの5.4%もあったが、1994年には1.5%まで減少した。表1において、ウクライナの「経済への補助金」の「工業・エネルギー」向けが1995年の段階でGDPの5.1%もあったのと対照的といえる。これは、市場経済化のための経済改革の速度がウクライナよりロシアのほうが速かった結果と考えられる(付表参照)。

3. 税収に関連した黙示的補助金

IMFの指導で、明示的予算補助金の削減がはかられた一方で、税収にからむ黙示的補助金は表1からわかるように、増加する傾向をたどった。税収に関連した黙示的補助金には、すでに指摘したように、滞納の放置、滞納の帳消し・リストラ、脱税幫助、相互相殺、パートナー・手形決済、遅延料・罰金の個別優遇、免税、自由経済ゾーン、税務上の優遇信用供与、商業銀行の公金取り扱いなどが考えられる。ここでは、税制特惠、自由経済ゾーン、特別投資地域、税滞納、税滞納の帳消し・リストラに絞って考察することにしたい。他の問題については紙幅の関係から本稿では取り上げない。

税制特惠、自由経済ゾーン、特別投資地域

ウクライナの税制は1991年に採択された税法を改めた、1994年制定の税法に基づいている。まず、企業の所得に対する課税は大きく混乱してきた。Luzikによると、1988-91年には、企業所得は利潤税(税率45%)によって、1992年には粗所得税(同18%、労働支出と利潤が課税対象)によって、1993年第1四半期には利潤税によって、1993年第

2四半期 - 1994年第4四半期には粗所得税(同22%)によって、1995年 - 1998年には利潤税(同30%)によって課税された([20]p.34)。利潤税の税率は30%だが、農業およびその関連活動による利潤に対する税は免税ないし税率15%だった。外国投資を伴った企業には5年間の免税措置があたえられた。一方、1992年に導入された付加価値税は外貨で決済された国内取引が免税とされるなど、多くの免税措置が存在した。Downeyによると、税制上の優遇措置には、輸入に対する付加価値税の免除、医薬品、衣料品の販売に対する付加価値税の免除、輸入税の免除、利潤税の企業免除、特定グループへの財販売による利潤に対する免税、ウクライナ製品向けの物品税の免除、宇宙産業のような特定産業向け加速度償却、輸入税を通じた地方産業への間接的支援などが存在した([7])。その結果、表7からわかるように、税制上の優遇措置の規模は1998年で予算歳入を上回っており、2000年になってようやく大幅に削減された。国税庁によると、税制上の特権で、1999年段階でGDPの6.9%が予算損失となっており、その特権をもっとも大きく享受しているのは、農業(付加価値税免除)、冶金、石炭(付加価値税免除)、輸出入にかかわる合弁企業などであるという([11]p.22)。1997年4月に施行された付加価値税に関する法律では、電力部門への0税率は残されたが、若干の税制優遇措置が廃止されたという([35]p.57)。ただし、表8からわかるように、税金そのものにかかわるだけでなく、自由経済ゾーンなどの税制特惠の供与を含めた、予算上の損失は2000年になっても増加し、高水準にある。2000年の統合予算では、税制特惠による予算上の損失の統合予算歳入に占める割合が1999年の121%から84%まで低下したが、依然として高水準にある。これはGDPの23%にもあたり、改善が望まれる。税制上の特惠が連邦予算や地方予算において、具体的にどのような形で提供されて

いるかはわからないが、こうした特惠を求めてロビイ活動が行われ、それが資源配分の効率を損ねていると推定することが可能である。

一方、ロシアでは、2002年1月からはじまる利潤税にかかわる税制改革によって、利潤税率24%のうち、連邦予算の取り分が11%から7.5%、州などの地域の取り分が19%から14.5%、市などの取り分が5%から2%に引き下げられ、州は自らの取り分14.5%のうち4%を上回らない範囲内でしか利潤税の特惠を同地域内の企業にあたえられなくなる（『プロフィール』 pp.30-32, No.25, 2001）。ただ、農業にかかわる企業の70%強が利潤税を支払ってこなかったが、こうした農業関連の免税措置の今後については微妙である。ほかにも、さまざまな免税措置が存在した。⁽⁵⁾ 表7や表8に対応するロシアの状況を示す資料は入手できなかった。そ

のため、ウクライナとロシアとの税制特惠を比較することは困難だが、ウクライナの場合、近年においても税制をめぐるさまざまな特惠がロシア以上に認められているのではないか。⁽⁶⁾

つぎに、自由経済ゾーンと特別投資地域について考察したい。ウクライナでは、2001年1月までに、12の自由経済ゾーンと9地域に特別投資地域が導入された（[36]）。自由経済ゾーンに関する立法化は1992年10月に行われ、1994年3月に閣僚会議指令が出されるなどしたが、2000年12月1日現在で12ゾーンのうち6ゾーンだけが機能していたという。3億6310万ドルにのぼる114の投資プロジェクトが採択されたが、実際に投資されたのは1000万ドルの外国投資を含めて4090万ドルと見積もられている。同ゾーンでは、税制優遇措置がとられ、その規模は6600万フリヴニャにのぼったと

表7 ウクライナにおける税制上の優遇措置の規模（単位：100万フリヴニャ）

	1998（構成比、%）		1999（構成比、%）		2000（構成比、%）	
利潤税	23	0.2	595	4.1	1874	25.4
付加価値税	6469	53.5	9976	69.3	2586	35.1
土地税	898	7.4	1054	7.3	1146	15.5
地方税・徴収	24	0.2	9	0.1	0	0
物品税	3151	26	1777	12.3	671	9.1
道路建設支払	134	1.1	134	0.9	134	1.8
個人所得税	415	3.4	818	5.7	945	12.8
その他	985	8.1	37	0.3	91	1.2
税制上の優遇措置による損失総額	12100	100	14401	100	7374	100
予算歳入総額	11510		15989		26516	
予算歳入総額に占める税制優遇措置による損失の割合（%）	105		90		28	

（出所）Downey, M., Tax Breaks in Ukraine, The case for and against their withdrawal, <http://www.ueplac.kiev.ua/eng/papers/papers1.shtml/>

表8 ウクライナにおける税制特惠（単位、100万フリヴニャ）

	1997	1998	1999	2000
税制特惠付与による予算上の損失	19715.4	29783.2	39693.5	40637.8
うち連邦予算	14620.2	25180.5	35687.2	38291.6
地方予算	5095.2	4602.6	4006.3	2346.2
特惠付与納税者数（1000人）	116222	115966	122669	211264
税制特惠の数（1000）	234953	199555	187875	292590
統合予算歳入	28118.2	28915.8	32680.9	48443.7
名目GDP	92484	102593	127126	175000*
予算上の損失/統合予算歳入（%）	70	103	121	84
予算上の損失/名目GDP（%）	21	29	31	23

（出所）Legeida, Nina, “Implicit subsidies in Ukraine: estimation, developments, policy implications, (Forthcoming), p. 35, 2001.

（註）*予測値。

いう見方もある ([36])。特別投資地域に関連して、2001年1月に、大統領が優先開発地域およびクリミア港特別経済ゾーンに対する特別投資制度法に署名した。現在でも、政府は外国投資誘致などの目的で特別投資地域に税制特恵を付与して、投資を活性化させようとしている。ただ、こうした特定地域への特恵供与が一部の地域で特恵の濫用を引き起こすなど、問題を伴っていることを忘れてはならない ([16]p.17)。

ロシアでも、自由経済ゾーンなどの特定地域に対する税制優遇が行われてきた。CIS国内で経済ゾーンを確立する動きもあるが、ここでは、ロシア国内における「自由経済ゾーン」(SEZ) および「閉鎖型行政地域フォーメーション」(閉鎖都市、ZATO) についてのみ簡単に考察しておきたい。⁽⁷⁾ 自由経済ゾーンの構想は1990年7月14日付ロシアソビエト連邦社会主義共和国最高会議決定「自由企業家活動ゾーンの創設について」にはじまる。この段階で、レニングラード市、ヴィボルグ市、沿海州(ナホトカ市)、カリーニングラード州、サハリン州、などにおけるCEZが構想されていたが、実際に、機能しているのは、カリーニングラード州のみであると思われる ([34]pp.90-91)。⁽⁸⁾ 一方、Arzamas-16に代表されるような核兵器製造などにかかわる閉鎖都市であるZATOは、十数カ所存在し、連邦予算から多額の補助金が供与されてきた ([5]、[6])。さらに、ZATOは連邦税に関する特恵も受けてきたが、2000年予算案の下院審議において、連邦税に関する特恵を廃止する代わりにZATO発展プログラムを策定し、26億ルーブルをこれにあてることが合意されたという (『コメルサント・デイリー』 p.4, 22 March, 2000)。さらに、2000年3月、ZATOの管轄を財務省・徴税省から経済省に移す政府決定が出て、ZATOの清算を求める財務省は打撃を受けた。これは、ZATOを自らの地域内に維持することによって利益を得ている知事らのロビイ活動に支えられ

ており、ロシアでもZATOをめぐる政治的にも経済的にも問題をかかえている。自由経済ゾーンや特別投資地域についても、ウクライナとロシアを正確に比較するのは難しい。両国とも、こうした制度を通じて、中央政府、地方政府、地方企業などの間の不透明な関係を生み出していると考えられる。

税滞納

課税しても、税金を滞納し、結局、その滞納分を帳消しにしたり、削減したりできれば、政府は納税企業に補助金をあたえたことと同じことになる。税滞納に対しては、延滞料や罰金が課せられるが、それでも税金を滞納することで、インフレ率の高い状況を仮定すると、後日、全額納税したとしても実質的に税負担を軽減できることになる。つまり、税滞納は政府・企業間の所得区分をきわめて曖昧にしている。ウクライナにおける税滞納の状況を示したのが表10である。これからわかるように、1998年に税滞納が急増した。これは1997年秋からのアジア経済危機の影響などから、ウクライナでも経済状況が悪化し、1998年に金融危機的状況に陥った結果と考えられる。⁽⁹⁾ なお、税滞納のうち、付加価値税を滞納するケースが多いことがわかる。さらに、産業部門別、工業部門別に予算への期限超過支払の構成比をみると、工業部門でその割合が高く、工業部門では、電力、燃料、機械部門においてその割合が高いことがわかる (表11-1、表11-2参照)。つまり、こうした部門においては、税金などの政府への支払いを相対的に多く滞らせていることになる。後述するように、電力部門は基本的に政府のコントロール下におかれた状況が長くつづいてきた。燃料についても、石油やガスは主として政府の管理下にあった。⁽¹⁰⁾ こうした税滞納の多さは政府干渉による企業の私的所得確立の遅れに関係し、ことに「自然独占」とよばれる大規模な産業形態に多くみられる。さらに、こうした基礎工業部門は規模が大きく、特

定の政治家と結びついて政治的な影響力を行使しやすという側面を有している（後述）。

表12はロシアにおける税滞納状況を示している。ロシアもウクライナと同じく、税滞納が増加傾向にあるが、1999年になってようやくGDPに占める

税滞納の割合が低下した。税滞納のうち、ロシアでも付加価値税の占める割合が高い。石油、天然ガス、乗用車、ガソリンなど、一部の品目において、税滞納が偏っている傾向もみられる。

表10 ウクライナにおける税滞納（100万フリヴァニヤ）

	1995（対GDP比、%）		1996（対GDP比、%）		1997（対GDP比、%）		1998（対GDP比、%）	
国税庁管轄下の税滞納未残	545	1	1365	1.7	2342	2.5	1030	9.8
うち付加価値税	222	0.4	575	0.7	920	1	4070	3.9
物品税	22	0.04	35	0.04	63	0.1	509	0.5
企業利潤税	164	0.3	318	0.4	335	0.4	1508	1.4
個人所得税	1	0	3	0	7	0	35	0.03
土地税	82	0.2	166	0.2	220	0.2	419	0.4
その他	55	0.1	268	0.3	797	0.9	3761	3.6
年金基金支払の滞納未残	590	1	1581	1.9	2630	2.8	3574	3.4
滞納合計（残高ベース）	1135	2.1	2946	3.6	4972	5.3	1387	13.2
国税庁管轄下の税滞納額（フローベース）	-	-	820	1	977	1	7960	7.6
うち付加価値税	-	-	353	0.4	345	0.4	3150	3
物品税	-	-	13	0	28	0.03	446	0.4
企業利潤税	-	-	154	0.2	17	0.02	1173	1.1
個人所得税	-	-	2	0	5	0	28	0.03
土地税	-	-	85	0.1	54	0.06	199	0.2
その他	-	-	213	0.3	529	0.6	2964	2.8
年金基金支払の滞納額（フローベース）	-	-	991	1.2	1049	1.1	943	0.9
滞納合計（フローベース）	-	-	1811	2.2	2027	2.2	8903	8.5

（出所）Ukraine, Recent Economic Developments, IMF, p. 102,

表11-1 1998-2000年のウクライナにおける産業部門別の予算への期限超過支払の構成比（%）

	1998/1/1	1999/1/1	2000/1/1	2001/1/1
工業	48.2	56.9	55.6	61
農業	22.9	14.8	7.8	5.1
運輸・通信	11.9	15	9.1	4.8
建設	8.6	7.2	5.7	6.3
商業など	1.5	0.5	0.4	0.5
その他	6.9	5.6	21.3	22.3

（出所）Legeida, Nina, “Implicit subsidies in Ukraine: estimation, developments, policy implications, (Forthcoming), p. 36, 2001.

表11-2 1998-2000年のウクライナにおける工業部門別の予算への期限超過支払の構成比（%）

	1998/1/1	1999/1/1	2000/1/1	2001/1/1
電力	9.5	15.2	26.5	26.5
燃料	25.4	21.9	28.2	30.8
鉄鋼	16.5	19.6	3.5	2.6
非鉄	0.7	0.7	0.6	0.2
化学・石油化学	5.8	5.6	5.8	5.9
機械	22.1	19.7	18.2	15.8
紙 ^ハ	1.5	1.2	1.3	1.2
建設資材	4.1	3.2	3.7	3.6
軽工業	2.4	1.9	1.8	2
食品	8.5	7.9	7.3	8.4
その他	2.4	2.4	2.7	3

（出所）Legeida, Nina, “Implicit subsidies in Ukraine: estimation, developments, policy implications, (Forthcoming), p. 36, 2001.

表12 ロシアにおける税滞納* (末残、単位：1995-1997年は兆ルーブル、1998-1999年は100万ルーブル)

	1995	(対GDP比、%)	1996	(対GDP比、%)	1997	(対GDP比、%)	1998	(対GDP比、%)	1999	(対GDP比、%)
統合予算における税金・ 各種控除に関する債務	56.8	3.7	128.2	6	181.8	7.3	259	9.5	378.2	8.2
うち滞納	25.9	1.7	110.5	5.1	160.7	6.5	235.6	8.6	342.7	7.4
うち付加価値税	10.8	0.7	49	2.3	84	3.4	131.9	4.8	189	4.1
利潤税	8.1	0.5	17.5	0.8	24.5	1	36	1.3	63.1	1.4
物品税・個別鉱物原料課税	1.3	0.08	10.1	0.5	10.3	0.4	-	-	30.1	0.7
うちカスコンデントを含む石油	-	-	-	-	1.1	0.04	1.7	0.06	3.9	0.08
天然ガス	-	-	-	-	3.9	0.2	8.5	0.3	14.4	0.3
アルコール製品	0.4	0.03	1.8	0.08	2.3	0.1	5.3	0.2	8.4	0.2
乗用車	-	-	-	-	0.3	0.01	0.4	0.01	0.4	0.01
ガソリン	-	-	-	-	2.3	0.09	3.2	0.1	2.6	0.1
天然資源使用料	1.1**	0.07	3.9**	0.2	13.2	0.5	15.8	0.6	18	0.4
猶予(分割)支払	30.9	2	17.7	0.8	21.1	0.9	23.4	0.9	35.5	0.8
連邦予算における税金・ 各種控除に関する債務	31.5	2	70.5	3.3	103.6	4.2	160	5.9	246.7	5.4
うち滞納	13.4	0.9	62.1	2.9	93.9	3.8	149	5.5	229.1	5
うち付加価値税	7.6	0.5	37.6	1.8	66.4	2.7	107.7	4	161.7	3.5
利潤税	2.8	0.2	8.1	0.4	13	0.5	19.9	0.7	33.9	0.7
物品税・個別鉱物原料課税	1	0.06	8.1	0.4	7.1	0.3	-	-	23.8	0.5
うちカスコンデントを含む石油	-	-	-	-	1	0.04	1.7	0.06	3.9	0.1
天然ガス	-	-	-	-	2.6	0.1	7	0.3	12.8	0.3
アルコール製品	0.1	0.01	0.8	0.04	1.4	0.06	3.3	0.1	4.5	0.1
乗用車	-	-	-	-	0.3	0.01	0.4	0.01	0.4	0.01
ガソリン	-	-	-	-	1.7	0.07	1.8	0.07	2.1	0.05
天然資源使用料	0.2**	0.01	1.2**	0.06	4.8	0.2	4.9	0.2	6.5	0.1
猶予(分割)支払	18.1	1.2	8.4	0.4	9.7	0.4	11	0.4	17.6	0.4

(出所) *Финансы в России*, p. 15, p. 64から作成。

(注)*ロシア財務省の資料に基づく。

**地下資源利用権料についての滞納。

税滞納の帳消し・リストラ

つぎに、税滞納分の帳消しやリストラによる事実上の補助金供与について検討したい。ウクライナでもロシアでも、実際にこうした形式による補助金供与がどの程度、具体的に行われてきたのかについて知ることは困難といわなければならない。ウクライナの場合、Legeidaによると、1997年に54億フリヴニャ(GDPの5.8%)がリストラされ、一部が帳消しにされたといわれている([16]p. 18、[15]p. 44)。別の情報では、1997年の税帳消しは予算歳入の30.4%、GDPの9.2%にあたり、1998年の11カ月間では、それぞれ16%、4.3%にのぼったという([11]p. 23)。年金基金については、1997-1999年に40億フリヴニャがリストラないし帳消しにされたといわれている。ただ、どのような部門にこうした補助金が供与されたのかについては、

情報が入手できなかった。一方、Tomczynskaによると、1998年に農業企業の負っていた税負債を帳消しにする特別の指令が出されたという([36])。これは大統領によって、30億フリヴニャにのぼる農工コンプレクス企業の負債をリストラするものであったという([15]p. 44)。さらに、2001年2月21日付で施行された法律「予算・国家基金への納税者による支払負債向け手続きについて」によって、1999年12月31日までの税負債および税負債に対する延滞料・罰金を免除する規定があるという。こうした規定の実施基準は不透明であり、ロビイスト活動をもとに特定の政治家や官僚によって悪用される危険が高いことは指摘するまでもない。また、こうした法律は今後、繰り返される可能性があり、納税者の納税意識を低下させる。

ロシアの場合、国防発注従事企業に対して、連

邦予算および予算外基金への不適時支払いへの罰金加算を免除するといった措置がとられたり、農工コンプレクス関連企業などへの中央銀行からの直接融資や商業銀行経由融資をリストラするといった措置がとられたりした ([31]p. 48, [32]pp. 32-33)。税滞納の帳消しについては情報が得られなかった。

4. 期限超過支払に関連した黙示的補助金

すでに指摘したように、Legeidaによれば、補助金と関連づける期限超過支払として、国内の企業間支払遅延、賃金遅延、銀行への元利払遅延、他国への支払の遅延などをあげている。なお、ここでは、国家滞納分を除く企業間の期限超過支払だけを考慮しているという。後述するように、企業間支払遅延を政府の補助金と関連づけて考察することは可能だが、賃金遅延や銀行への元利払遅延を補助金と関連づけるには無理があるように思われる。Legeidaは、公務員などへの賃金の国家滞納分を除いた賃金遅延を補助金と関連づけているが、企業内における賃金遅延がなぜ国家の黙示的補助金と関連していると考えられるのか、Legeida自身は十分な説明を加えていない。国家が支配する企業において、賃金遅延が生じている場合でも、賃金遅延は労働者が企業に供与する「強制された信用供与」であって、国家が直接・間接に供与する補助金とみなすことはできない。企業が賃金遅延により「節約」した資金を国債投資などに振り向けて利益を得るとすれば、企業ないし企業経営者は黙示的利潤を稼得できるが、それはあくまで「強制された信用供与」の結果であって、国家による補助金とみなすことは難しい ([14]p. 71)。もちろん、国家がこうした賃金遅延を看過していることが黙示的補助金の供与と考えられないことではない。しかし、この解釈には無理があるように思われる。銀行への元利払遅延にしても同様である。この銀行が中央銀行である場合には、中央銀行を政府に含めて考えれば、政府

による補助金の問題として考察することは可能だが、Legeida自身がこうした立場をとっているのかどうか、判然としない。他国への支払については、その支払いに政府保証がある場合には、政府の補助金の問題と関連づけることは可能だが、そうでなければ、政府の関与を広範に認めることはできない。そこで本稿では、企業間支払遅延だけを考察することにしたい。

企業間の支払遅延の場合、企業が期限超過支払という一種の企業間信用を供与していることを意味し、それを企業間の黙示的補助金の供与とみなしうる。しかも、その企業間信用の一部が政府・企業間の税収をめぐる黙示的補助金に「連鎖的」に関連づけられるケースがみられる（後述）。黙示的補助金供与する企業が国有企業などの政府系企業である場合には、政府資金に絡んだ資金移転があるとも考えることもできる。ただし、企業間の期限超過支払のうち、期限超過債権が期限超過債務を上回る受取超であっても、その超過額すべてが黙示的補助金の供与を表しているわけではない。この部分を相互相殺するのか、パーター決済するのか、手形決済するのか、株式で決済するのか、さらに、インフレによる代金の目減りを認めたまま延滞料や罰金を課さないのか、などによって、黙示的補助金額は異なる。つまり、期限超過支払は未払いを許容すること（インフレを前提にすると、未払いを放置するだけで事実上、電力やガス料金は割り引かれる）、パーターや相殺などの非貨幣取引に際して、債権者に供与される商品・サービスを市場価格より高めに評価して決済することによって、債務者に黙示的補助金を供与するのである。

ウクライナの企業における支払遅延状況を示したのが表13である。企業の期限超過支払は増加傾向をたどっており、1997年をはじめにはGDPの80%程度であったが、1998年後半には90%を超えるところまで増大した。賃金未払（期限超過）もやや

表13 ウクライナの企業における支払遅延状況（末残、100万フリヴナ）

	名目ベース				1993年1月の実質ベース				対GDP比、%						
	支払	(期限超過)	受取	貸金	支払	(期限超過)	受取	貸金	支払	(期限超過)	受取	貸金	(期限超過)		
Dec-93	1276	87	993		21.55	1.47	16.78		83	6	65				
Dec-94	6834	1541	4904		22.59	5.09	16.21		57	13	41				
Dec-95	30543	10879	22250		35.91	12.79	26.16		56	20	41				
Dec-96	73168	19634	48018		61.57	16.52	40.4		90	24	59				
Mar-97	84968	65517	59312	4466	3808	69.06	53.25	48.21	3.63	3.09	103	79	72	5	5
Jun-97	95149	71863	65251	4782	4077	76.03	57.43	52.14	3.82	3.26	112	85	77	6	5
Sep-97	98428	74744	70219	4981	4233	77.65	58.96	55.39	3.93	3.34	111	84	79	6	5
Dec-97	102507	73958	74085	5293	4520	78.33	56.51	56.61	4.04	3.45	111	80	80	6	5
Mar-98	103873	77533	79748	5490	4661	78.04	58.25	59.92	4.13	3.5	110	82	84	6	5
Jun-98	114015	86321	85475	6077	5115	84.56	64.02	63.4	4.51	3.79	117	89	88	6	5
Sep-98	121125	89760	92133	6576	5380	87.16	64.59	66.3	4.73	3.87	124	92	95	7	6

(出所) Ukraine: Recent Economic Developments, IMF Staff Country Report, No.99, 1999.

表14 ウクライナにおける部門別ネット受取*（総受取に占める％）

	工業	農業	輸送・通信	建設	商業・公共食堂	資材調達	その他
Mar-97	-6.6	-5.7	6	2	0.7	0.9	2.7
Jun-97	-6	-6.7	6.4	1.2	0.2	1.5	3.4
Sep-97	-6.9	-6.8	7	1.3	1.9	0.5	3.1
Dec-97	-6.6	-6.7	6.9	1.7	1.5	0.6	2.7
Mar-98	-6.7	-7.2	8	1.2	1.2	0.5	3
Jun-98	-5.6	-7.7	7.7	1.1	0.8	0.5	3.2
Sep-98	-5.7	-7.1	7.9	1.3	-0.6	0.5	3.8
Nov-98	-3.6	-6.1	6.9	1.2	-2.7	0.4	3.8

(出所) Ukraine: Recent Economic Developments, IMF Staff Country Report, p.147, No.99, 1999.

(註) *ネット受取は所与の部門に所有された受取と同部門に所有された支払との間の差として計算される。コスト要因に基づいており、税金・その他控除を含んでいない受取は、最終販売価格に基づいている支払との会計方法上の相違を反映するために調整されている。その調整はこれらの相違の影響が部門間で同一であると仮定している。

表15 ウクライナにおける工業部門別ネット受取*（総受取に占める％）

	電力	燃料	鉄	非鉄	化学・石油化学	機械	紙パ	建設資材	軽工業	飼料	食品	その他
Sep-97	7.2	-2	-7.1	-0.8	-2.5	-2.7	-0.8	-1.1	-0.7	-1.7	0.2	4.4
Dec-97	9.1	-2.2	-7.5	-0.9	-2.4	-2.5	-0.8	-1.1	-0.8	-1.7	0.1	3.4
Mar-98	9.1	-2.4	-7.4	-0.9	-2.6	-2.5	-0.7	-1.3	-0.9	-1.3	0.1	3.5
Jun-98	9.4	-2.3	-7.3	-0.9	-2.4	-2.2	-0.7	-1.1	-0.8	-1.1	0.2	3.1
Sep-98	10.3	-2.3	-6.5	-0.9	-2.3	-2.7	-0.7	-1.2	-0.8	-1.5	0.2	2.1
Nov-98	10.9	-1.4	-6.9	-0.6	-2.5	-2.5	-0.6	-1	-0.6	-1.4	0.2	2.7

(出所) Ukraine: Recent Economic Developments, IMF Staff Country Report, p.148, No.99, 1999.

(註) *ネット受取は所与の部門に所有された受取と同部門に所有された支払との間の差として計算される。コスト要因に基づいており、税金・その他控除を含んでいない受取は、最終販売価格に基づいている支払との会計方法上の相違を反映するために調整されている。その調整はこれらの相違の影響が部門間で同一であると仮定している。

増加しているが、期限超過支払にくらべると、増加率も規模も低い水準にとどまっている。

つぎに、産業部門間および工業部門間における相互の支払状況を検討したい（表14と表15を参照）。産業部門間でみると、工業、農業ともに支払超の状況におかれていることがわかる。主たる受取超は輸送・通信と建設で、こうした部門が工業や農

業などの部門から多くの支払を受けていることになる。これらの支払が期限超過である場合には、輸送・通信や建設部門が黙示的補助金を工業・農業部門に供与していることになる。輸送・通信部門のうち、鉄道がどの程度、私有化されているのか判然としないが、鉄道会社株の国家保有分の割合が高ければ、事実上、政府によって工業・農業

部門に黙示的補助金が間接的に供与されていると考えることができる。一方、工業部門間でみると、電力が受取超の状態におかれているのに対して、鉄鋼、燃料、機械、化学・石油化学などの部門では支払超の状態におかれていることがわかる。これは、電力部門がこれらの部門に事実上、黙示的補助金を供与していることを示している（後述）。

ロシアにおける部門別企業間売掛金・買掛金の動向についてみると（『ロシア統計年鑑1999』p.519, 『ロシア統計年鑑1998』p.682）、売掛金のうち期限超過分の占める割合が高いのは、工業部門では、電力や燃料部門であり、鉄鋼、化学・石油化学、建設資材といった中間財を扱う部門も比較的高い。非工業部門では、運輸、農業、建設の順で高い傾向にある。これに対して、買掛金に占める期限超過分の割合をみると、工業部門では、電力が比較的高いのが目立つ。売掛金と買掛金の期限超過分を部門ごとに単純に差し引いてみると、工業部門では、1996-1998年の3年間、電力、燃料が売掛金超であったのに対して、他のすべての部門は買掛金超であった。非工業部門では、農業の買掛金超の状態が長くつづいている半面、建設や運輸部門では、売掛金超となっている。つまり、いわゆる「自然独占」が支配的な電力、燃料、運輸といった部門がその他の部門に対して期限超過債権を有していることになる。表15に示したように、ウクライナでは、燃料部門は支払超の状態にあるから、この点でロシアと大きく異なっている。電力の場合、電力の発電・送電は基本的にロシア統一エネルギーシステム（UES）傘下のエネルギーと呼ばれる各地方にある会社が行う。UESは各地のエネルギーを下流持株会社とする持株会社で、その会社の発行済み株式のうち、政府保有分は1997-1999年まで51.62%にのぼった（「1999年UES年次報告」）。各エネルギーの保有する期限超過債権は間接的にUESの債権と考えられるから、政府はUES、エネルギーの支配関係をもとに、期限超過債権の取

立てを通じて間接的に個別債務者（企業）に便宜供与できるわけである。運輸部門では、鉄道省が鉄道会社を事実上、支配下におさめており、同じように、政府が間接的に個別債務者（企業）に便宜供与として補助金を供与することが可能である。

一方、燃料部門では、ガスプロムという持株会社が支配的だが、同社株の政府持ち分は1996-97年40.87%、1998-99年38.37%にすぎなかった（「1999年ガスプロム年次報告」）。したがって、政府のガスプロムへの支配権が確立しているわけではない。それでも政府はガスプロムの取締役会に複数の政府代表者を送り込み、同社の経営に影響力を行使することによって、間接的に同社の債務者に便宜供与することが可能であると考えられる。

5. 非貨幣取引に関連した黙示的補助金

非貨幣取引には、帳簿上の債権債務を相互に相殺する相互相殺、商品・サービスを相互に交換するバーター、「手形」による決済、債権と株式との交換（debt equity swap）などがある。⁽¹¹⁾ なお、この場合の「手形」は資金償還を必ずしも前提としておらず、石炭、電力、ガスなどの「もの」で償還されたり、相互相殺という形で最終的に決済されたりする場合には、こうした「手形」決済も非貨幣取引に含めて考えることができる。政府・企業間において、政府の企業に対する債権（税など）と、政府の企業に対する債務（補助金、国家発注支払など）との間で、こうした取引が行われれば、補助金問題を想定することができる。この場合、政府自体でなくとも、政府が支配する企業と、私企業との間での非貨幣取引であっても、上記の企業間支払遅延と同じように、補助金と関連づけて考えることが可能である。ここでは、まず、政府・企業間における非貨幣取引について、ついで政府が支配する企業とそうでない企業との間の非貨幣取引について考察したい。

ウクライナの政府予算と企業との相互相殺・手

表16 ウクライナにおける相互相殺・手形決済を通じた黙示的補助金 (単位: 100万フリヴナ)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
政府予算における相互相殺と手形決済	0	3583.01	8336.9	6280.84	6237.16	7524.6325
黙示的補助金	—	826.8485	1923.9	144.425	1439.345	1736.454
同GDP比、%	—	1	2.1	1.4	1.1	1

(出所) Legeida, Nina, "Implicit subsidies in Ukraine: estimation, developments, policy implications, (Forthcoming), p. 21, 2001.

形決済を通じた黙示的補助金の供与状況を示したのが表16である(この場合の政府予算は中央政府予算をさしていると思われる)。相互相殺や手形決済は平均30%ほど過大に評価されており、この30%分が黙示的補助金とみなされている([16]p. 21)。(12) つまり、「黙示的補助金 = 相互相殺・手形決済 × 0.3/1.3」として計算されている。政府予算との相殺がどのような部門においてより頻繁に実施されているかについては情報が得られなかったが、官僚は相殺を通じて手数料をとっているといわれており、こうした「腐敗」を求める特定の産業などで頻繁に相殺が行われていると思われる。ことに、2000年12月21日付ウクライナ法「予算および国家特定目的基金に対する納税者義務の返済方式について」によって、付加価値税について手形を使った相互相殺が頻繁に行われるようになったという(「コンパニオン」 pp.22-23, No.32-33, 2001)。

一方、政府が支配する企業とそうでない企業との間の非貨幣取引については、電力会社と他企業との非貨幣取引について考えたい。表11-2で示したように、工業部門のうち予算への期限超過支払を多くかかえているのは、電力部門に加えて、燃料部門であり、燃料部門についてもここで議論する電力部門と似た状況があると思われるが、ここでは資料収集上の問題から電力会社についてのみ考察することにしたい。

ウクライナの場合、1998年の段階では、発電所は国家のコントロール、送電網は国家所有のもとにあり(ナショナル送電センターとエネルギーノク[国家送電卸売業者]はともに国有のウクルエネ

ルゴの傘下)、地域流通・販売会社については混合所有のもとにあった([24]p.6, p.26)。(13) このため、本稿では、電力会社が事実上、政府の支配下にあるとみなし、電力料金の非貨幣取引を通じて、政府が間接的に電力会社を通じて他企業に黙示的補助金を供与していたとみなしたい。(14) 電力会社は非貨幣取引を通じて企業に黙示的補助金を供与する一方、予算への期限超過支払(税滞納分を含む)の相互相殺、免税などを通じて、電力会社は政府から多額の黙示的補助金を得ているのである(表11-2参照)。表17に示したのは電力部門の非貨幣取引とそれに伴う黙示的補助金の状況である。ここでも、黙示的補助金の推定は表16と同じく、非貨幣取引額が平均30%ほど過大評価されているとみなし、この30%分が黙示的補助金にあたと考えている。電力部門における黙示的補助金の規模は、政府予算による相互相殺などを通じた黙示的補助金の規模をやや上回るほど大きい。

なお、2000年に非貨幣取引が減少したのは、電力料金の回収を現金化するための政策が関係している。表18に示したように、ウクライナの現金による電力料金回収率はロシアと同じく、ハンガリーやポーランドと比べて極端に低い。このため、ウ

表17 ウクライナにおける電力部門の非貨幣取引と黙示的補助金の推移 (100万フリヴナ)

	1999	2000
電力部門の非貨幣取引	1037.4531	8467.6995
黙示的補助金	2393.412	1954.085
黙示的補助金(対GDP比、%)	1.9	1.1

(出所) Legeida, Nina, "Implicit subsidies in Ukraine: estimation, developments, policy implications, (Forthcoming), p. 22, 2001.

表18 ウクライナ、ロシア、ハンガリー、ポーランドの電力部門の資金回収

	時期	回収総額 (対販売高、%)	現金による回収 (対回収額、%)	GDPに占める平均受取額 (%)
ウクライナ	1998	78	16	4.1
ロシア	1998	84	18	3.7*
ハンガリー	1992	85	100	0.5
ポーランド	1994	90	100	n. a.

(出所) Nosov, Vitaly, Non-payments and Barter in Ukraine's Power Sector: a Policy Challenge," Policy Studies, p. 11, No. 5, 1999.

(註) *1997年末.

表19 現金ベースでの連邦予算における相殺 (10億ルーブル)

	免税証書	直接資金相殺	逆資金相殺	目標資金供与	不明	相殺総額	歳入総額	歳入に占める相殺の割合 (%)
1994	9					9	81.7	11
1995	21.8					21.8	210.6	10.4
1996	30.9	23.9			2.7	57.5	287.6	20
1997		62	24.5		2.1	88.6	371.2	23.9
1998			19	21.8		40.8	320.8	12.7

(出所) Pinto, B., Drebenstov, V., Morozov, A., "Dismantling Russia's Nonpayments System: Creating Conditions for Growth," World Bank Technical Paper, No. 471, p. 9, 2000.

(備考) 「免税証書」は1994-1996年に財務省によって連邦政府への財・サービス提供者に発行され、連邦政府に対する現行の税金や延滞税を相殺する権利を与えた。「直接資金相殺」は商業銀行が電力会社に融資し、その金額に等しい税滞納を帳消しにする一方、政府はその金額分の国家発注の未払いを国防産業に支払い、国防産業は電力会社に電力料金の債務を返済して、電力会社は最初の融資返済に充当する——というような決済連鎖のある商業銀行内の口座を使って行うもので、実際の資金が銀行から出るわけではない。「逆資金相殺」は連邦予算資金を商業銀行に注入し、それに基づいて商業銀行が企業に資金を融資し、企業の税未払いを相殺するようにさせるもの。「目標資金供与」はこの商業銀行の機能を国庫が肩代わりして行うものとみられる。

ウクライナでもロシアでも、電力料金の現金による回収がはかられてきた。ウクライナでは、2000年7月に、政府によって電力料金前払制が導入された ([12]p.23)。これは、州エネルギーが6カ月の前払いを前提に、価格を20% (後に37%) 割り引いて消費者に販売することを認めたもので、州エネルギーのエネルギーアトム (原子力発電所管理会社) への支払いは後でよかった。この結果、前払制利用者が増え、同年8-9月の現金収入は急増したが、その反動で10-11月の現金収入が大きく落ち込んだ。結局、2001年3月29日付の閣僚会議指令で前払制を禁止した。非貨幣取引を減らし、現金決済を増やそうとしても、脱税や黙示的補助金として利用できる非貨幣取引を完全に排除するのは難しい状況にある。

つぎに、ロシアにおける連邦政府予算と企業との相互相殺について考察したい。連邦政府レベルでの相互相殺の状況を示しているのが表19である。連邦政府レベルでは、納税にかかわる連邦政府の

債権を、政府の企業に負っている債務と相殺する決済が連邦予算歳入の10-20%程度も行われていた。1995年以降、その割合が上昇し、1997年には23.9%まで上昇した。相互相殺は期限内の徴税を対象とすることもあるが、期限内に納税できない滞納分に対して行われることもある。税滞納に対しては延滞料や罰金が課されるが、それらも含めて相殺の対象になった。表19にはないが、各年の相殺総額のGDPに占める割合をみると、1995年が1.4%、1996年が2.7%、1997年が3.6%、1998年が1.5%であった。一方、ウクライナの「政府予算における相互相殺と手形決済」のGDP比は1996年が4.3%、1997年が9.1%、1998年が6.1%だった (表16から計算)。相互相殺を使った黙示的補助金はウクライナにおいてロシアよりも相対的に大規模に利用されていたと考えられる。

すでに指摘したように、相殺は税金負債100ルーブルを市場価格では60-70ルーブルしかしない商品・サービスの連邦政府への供給と相殺するとい

う形をとることで、黙示的補助金を供与できることになる。2000年1月に会計検査院が入手した、1995年の連邦レベルにおける相互相殺の検査結果によると、財務省は石油会社ユコスとの間で450億ルーブルの相殺を実施したが、このうち90.2%にあたる406億ルーブルについては連邦政府はユコスに債務を負っていないことが明らかになった（『プロフィール』 p.61, No.12, 2000）。つまり、納税額を9割も割り引いて相殺したことになる。あるいは、ユコス債務を大幅に過大評価して税金の相殺したともいえる。相互相殺による黙示的補助金の供与は財政赤字削減に向けて、連邦政府による企業への補助金抛下が厳しく制限されるようになった1995年以降、増加した。表面上、企業への補助金が削減された分、これを補完する形で黙示的補助金が増加したわけである。しかし、1998年はじめから、連邦レベルでの相互相殺は禁止されたため、表19にあるように、1998年の相互相殺は大きく減少した。相互相殺がどのような部門と多く実施されているのかについては、情報が取得できなかったが、表19の備考に示したように、電力会社の税金に対して適用されたものが多く存在すると推測できる。つまり、後述するように、黙示的補助金は政府から電力会社、電力会社から他企業へと資金移転していると考えられる。

地方政府レベルでは、連邦政府に比べて相互相殺が頻繁に利用される結果、地方政府の予算歳入に占める現金の割合が低い傾向がみられる。地方においても、相互相殺の実施に関連して、地方政府高官や企業幹部、銀行関係者などの間に「共謀」に基づく腐敗構造が構築されていると想定できる。レニングラード州とニジェゴロド州で行われた調査によると、相互相殺に際して、地方政府に供給された商品・サービスの価格は市場価格に比べて40-70%も高めに評価されているという。⁽¹⁵⁾ 相互相殺にかかわる上記の仲介者が受け取る手数料は相殺総額の3-30%といわれるが、地方レベルの手数

料は連邦レベルよりも高いと指摘されている。

つぎに、政府が支配する企業とそうでない企業との間の非貨幣取引については、ウクライナと同じく、電力会社と他企業との非貨幣取引について考えたい。⁽¹⁶⁾ ロシアにおける電力の発電・送電は基本的にロシア統一エネルギーシステム（UES）傘下のエネルゴと呼ばれる各地方にある会社が行う。ただ、最終顧客への送電については、電力の場合も地方当局の影響下にある配電会社に依存しているため、簡単には送電を停止することは難しいという。こうした状況を前提に、エネルゴは電力料金の未払いを許容すること（インフレを前提にすると、未払いを放置するだけで事実上、電力料金は割り引かれる）や、バーターや相殺に際して、エネルゴに供与される商品・サービスを市場価格より高めに評価して決済することによって、顧客に黙示的補助金を供与している。このエネルゴによる黙示的補助金の推移を示したのが表20である。「バーターを経由して」補助金を供与する方式が1995年以降、急増したことがわかる。

一方、エネルゴは供給者への支払い遅延の割合が全体の支払い遅延の7割前後にのぼり、ガスパロムの36割に比べて高いという特徴がある。この供給者のうち、最大なのはエネルゴのガスタービン向けに天然ガスを供給しているガスパロムで、エネルゴの支払いの大半を占めるとみられる。

表20 エネルゴによる黙示的国内補助金

	遅延を経由して (10億ルーブル)	バーターを経由して (10億ルーブル)	黙示的補助金合計 の対GDP比(%)
1993	3.0	2.0	2.5
1994	3.9	2.8	2.6
1995	3.7	4.8	2.2
1996	3.5	5.9	2.4
1997	0.5	6.7	1.6
合計	14.6	22.2	

(出所) Pinto, B., Drebenstov, V., Morozov, A.,
“Dismantling Russia’s Nonpayments System:
Creating Conditions for Growth,” World Bank
Technical Paper, No.471p.21, 2000.

このガスプロムへの支払いを滞納させても、ガスプロムには連邦政府から税制上の特典が与えられるなどしているため、黙示的補助金の供与向けの「ソフト」な連鎖には問題は生じない。⁽¹⁷⁾ また、上述したように、エネルゴと連邦政府ないし地方政府との間で、相互相殺が多様されているとみられ、これによっても黙示的補助金の資金移転は可能となっている。つまり、ロシアの場合、政府 電力会社 他企業という黙示的補助金の資金移転だけでなく、政府 ガスプロム 電力会社 他企業というルートも存在する。ウクライナの場合にも、後者に似た資金移転が想定できなくはないが、ガス部門の脆弱性や火力発電所の数などの違いからその規模は小さいと思われる。

なお、相互相殺が黙示的補助金であるとする、この補助金を利用して、グループ化をはかったり、企業グループ内で相互に企業を助け合ったりすることも可能になる。たとえば、ガスプロムは、ガスプロムが債権をもつエネルゴのトラックメーカー「ウラル自動車プラント」への電力供給に対する代金として、製造されたトラックをエネルゴに支払わせ、そのトラックをガスプロムの同エネルゴに対する債権回収の一部として受け取るという形で相互相殺に関与している ([27]pp.65-66)。こうして、ガスプロムは「ウラル自動車プラント」に黙示的補助金を供与しながら、同社を事実上、支配することも可能になる。一方、モスクワの中央燃料会社が形成する金融産業グループ (FIG) に属するモスクワ製油所 (中央燃料会社が株式の38%を所有) は黒字企業であるにもかかわらず、連邦予算向けの税金を滞納し、大規模な投資を行ったり、同FIG傘下の企業との相互相殺を通じて利益を圧縮したりしている ([27]pp.67-68)。このように、黙示的補助金の供与という相互相殺の特徴は、企業グループの形成や維持・拡大に関係している。しかも、相互相殺は生産の垂直的連鎖に併行して容易に実施できるため、相互相殺を通じて

企業の垂直的統合というグループ化を促すことになる。ウクライナにおいても、同様の事態が想定できるが、電力やガス部門で、こうしたグループがどのように進んでいるのかについては今後の課題としたい。

結びにかえて

ここまでの考察によって、明示的予算補助金については、経済改革の遅れたウクライナのほうがロシアよりGDP比でみて高い割合を企業向けに供与してきたと考えられる。ただ、両国とも明示的予算補助金を大幅に削減する方向にある。半面、黙示的補助金については、そのすべてについて検討したわけではないが、一部については明らかに増加傾向がみられる。政治家や官僚、企業家などの間の不透明な関係に基づく政府と企業間の資金移転が高水準にある。黙示的補助金のうち、税制上の特典については、正確な比較対照ができたわけではない。ただ、税の滞納状況がウクライナにおいて、ロシアよりもGDP比でみて低水準なのは税制上の特典が幅広く認められてきた裏返しではないか。中央政府レベルでの企業との相互相殺については、ウクライナがロシアよりもやや高い程度であると思われる (表2と表16) が、地方政府レベルでの比較はできなかった。電力部門を通じた企業への黙示的補助金の供与については、比較時期が異なるため何ともいえない。燃料部門に入るガス部門については割愛したが、ウクライナでは燃料部門の企業が支払超の状態にある。これは、政府 ガス会社 企業という形での黙示的補助金のルートが存在しないか、限界的にしか存在しないことを意味している。ただ、重要なことは、ウクライナでは国内ガス価格の設定が原価に比べてきわめて高く設定されており、たとえガス会社が非貨幣取引で黙示的補助金を供与しているように見えても、価格自体が高いから、これによって巨額の利益を獲得できたという点である。Fonkich

によれば、ガスのコストは卸売段階のオークションで20ドルないしロシアとの国境で30ドル程度なのに、ウクライナ企業向けには通常、パートナーで80ドルで販売されていたという（ガスの単位が書かれていないが、1000立方メートルあたりとみられる）（[11]p.33）。⁽¹⁸⁾

ここまでの考察は、企業の私的所得の確立にかかわる、国有企業の私有化、私企業の新規設立というふたつの径路のうち、⁽¹⁹⁾について、(a)私的所有権の確立、(b)企業会計の確立、(c)政府・企業間の資金移転の明確化、(d)決済の確立、(f)企業統治の確立といった論点のうち、(c)にかかわる黙示的補助金を中心に、ウクライナとロシアの比較を行った。その比較は必ずしも十分ではないが、黙示的補助金の増加傾向を通じて、企業の私的所得の確立がきわめて不十分でしかなくことがわかった。とくに、ウクライナの場合、ロシア以上に黙示的補助金が果たしている役割が大きく、それが私的所得の確立の困難、ひいては経済成長軌道への移行を難しくしていると考えられる。

本稿では、最後に、政党や企業家集団などの圧力団体が政府の政策決定におよぼす影響力について詳細な比較検討を行う必要性を考慮して、ウクライナにおける政党や企業家集団の関係について簡単にまとめてみたい。ただ、紙幅の関係から、歴史的に政党や企業家集団の推移を検討するだけの余裕はない。これらは合従連衡を繰り返してきたから、そうした過程を慎重に考察することが望ましいが、ここではそれだけのスペースが残されていない。簡略化のために、2001年夏の状況を前提にこれらの関係を検討するにとどめたい。この際、重要なことは、単一主権制をとるウクライナでは、政府間関係、政党制各層間の関係、エリート各層間のインフォーマルな関係のうち、エリートのクラン的結合が政党の形をとって公式化する度合いが大きく、⁽²⁰⁾の領域にあった諸争点

がへと次第に転化していくことである（[21]p.19）。

表21に示したように、1院制をとるウクライナの議会においては、大きく分けて、左派と中道が存在する。2002年に議会選が予定されているため、すでにこの選挙を想定した合従連衡が模索されている。ここでは、政府・企業間の資金移転に絡んで、大きな影響力をもってきた企業家集団と政治家らの関係に注目しながら検討を進めたい。それはとくに、黙示的補助金に関して電力・ガスなどの分野での関係に注目することを意味している。

電力部門でもっとも影響力をもっているのは《スールキス・グループ》である（表22参照）。しかし、電力やガスの利権をめぐる暗闘が繰り広げられてきた。⁽¹⁹⁾とくに、1999年12月、ユーシェンコ前中央銀行総裁が首相に就き、同内閣の副首相としてチモシェンコが任命されて以降、これらの部門では大きな変化が起きた。チュモシェンコはドニエプロペトロフスク州に基盤をもつ《ウクライナ・ガソリン》から事業をはじめ、その後、《ウクライナ統一エネルギーシステム》（ガス供給だけでなく、20の工業企業、2銀行、商業組織、研究所などを傘下に保有）を設立し、ラザレンコ首相（当時）の庇護のもと、ガスの国内ガス分配会社として優位を占めた（「コメルサント・ヴラスチ」No.4, 2001、「カンパニヤ」2000/8/28）。しかし、ラザレンコ失脚後、同社はガス供給システムの変更により勢力を失った。その一方で、彼女はラザレンコの政党（《グロマダ》）を分裂させ、《パーチキフシナ》を設立、これを足場に大統領側につくことを条件に副首相までのぼりつめたわけである。副首相に就任すると、電力・ガス部門に知悉した彼女はつぎつぎと改革に着手した。第一に、ガス市場で支配的な立場を占める国有会社《ウクライナ・ネフチェガス》を解体することを決めた。同社のバカイ社長を更迭し、ガス販売機能を取り上げ、輸送と生産

表21 ウクライン議会の政治構造

	設立時期*	活動停止時期	活動開始時の議員数	2001年8月現在の議員数	政治的方向性	指導者
ウクライン共産党	May-98	活動中	119	113	共産主義。	シメンコ (Simonenko)
ウクライン社会民主党(統一)	May-98	活動中	25	36	寡頭資本家的、親大統領。	ジンチェンコ (Zinchenko)
ウクライン国民Rukh	May-98	活動中	47	22	ナショナリスト・民主主義者。	コステンコ (Kostenko)
ウクライン社会主義党	May-98	活動中	35	17	左派。	モロス (Moroz)
ウクライン緑の党	May-98	活動中	26	17	中道。大衆迎合的。	コノフ (Kononov)
国民民主党	May-98	活動中	89	16	中道、親大統領。	カルボフ (Karpov)
《グロマダ》	May-98	Feb-00	39	-	敵対的、大衆迎合的。	ラザレンコ (Lazarenko)
ウクライン進歩社会主義党	May-98	Feb-00	17	-	極左、大衆迎合的。	ヴィイトレンコ (Vitorenko)
《独立》	Jul-98	Feb-00	26	-	敵対的大衆迎合主義者。	オメリチェンコ (Omel'chenko)
ウクライン農民党	Oct-98	Feb-00	15	-	中道左派。	ドヴガニ (Dovgan')
《改革と秩序》-改革会議	Dec-98	活動中	14	15	改革派	ピンゼニコ (Pinzenik)
《地域復興》	Feb-99	Apr-01	15	-	寡頭資本家的、親大統領。	ヴォルコフ (Volkov)
《ハチキフナ》	Mar-99	活動中	23	26	《グロマダ》から発生。大衆迎合的、反大統領。	トルチノフ (Turchinov)
ウクラインの国民Rukh	Mar-99	活動中	16	14	ウクライン国民Rukhから分離。ナショナリスト・民主主義者。	ウドヴェンコ (Udovenko)
《労働ウクライン》	Apr-99	活動中	27	46	寡頭資本家的、親大統領。	シャロフ (Scharov)
《連帯》	Feb-00	活動中	14	21	中道、親大統領。	ポロシェンコ (Poroschenko)
《ヤブコ》	Sep-00	活動中	14	16	大衆迎合的。	ブロツキー (Brotsky)
《ウクライン地域》	Mar-00	活動中	16	24	中道、親大統領。	リバク (Rybak)
政党《民主同盟》	Apr-01	活動中	29	18	前グループは《地域復興》で、寡頭資本家的、親大統領。	ヴォルコフ (VoIkov)
非会派	-	-	437	48	-	-

(出所) Украина: Информационно-аналитическая справка, pp. 9-10, 2001.

(註) *新しい制度で登録された時期だと思われる。

だけを残すことを提案したのである（「エクスペルト」No. 27, 2000）。第二に、彼女は州エネルギーの電力販売権を奪おうとした。第三に、エネルギー市場での非貨幣取引の完全な停止を提案した。こうした政策は《スールキス・グループ》や《ファイナンス・クレジット・グループ》に大きな打撃をあたえた。⁽²⁰⁾ 2000年8月、チモシェンコの夫が国家資産の横領の疑いで逮捕される事件が起きたが、この背後には、スールキスがいたといわれている（「カンパニヤ」2000/8/28）。その後、チモシェンコ自身、2000年1月、逮捕され、失脚した。おそらくチモシェンコの「改革」に反対するグループがチモシェンコ失脚を画策したものと考えられる。その結果、後任にして選ばれたドゥビナ第一副首相（燃料エネルギー部門だけでなく、産業全般も担当）は《ドニエプロペトロフスク・グループ》や《ドネツク・グループ》と親しい関係を有

しているという（「コンパニオン」No.5, 2001）。ドゥビナは直接、《スールキス・グループ》ではないにしても、企業家の意向を理解できる人物とみなされており、チモシェンコの「改革」の「ソフト化」が確実にされた。さらに、2000年4月のユーシェンコ政権の不信任にしても、その背後には、親大統領派の「改革」を急ぐユーシェンコへの警戒感があった。

ウクライナでは、有力企業家の多くが議員を務めるだけでなく、自らの利害を実現するために自ら政党を有し、合従連衡を繰り返している（[1]p. 268）。これが法律や政府決定、大統領令などに影響をあたえている。その結果、黙示的補助金に代表される政府・企業間の資金移転問題の解決は、こうした政治的関係の改善抜きには考えられない。⁽²¹⁾

表22 ウクライナの有力企業集団

名称	指導者	指導者の地位	経済関係	政治関係
《スールキス・グループ》	スールキス (ユダヤ人)	最高会議議員	1998年に5つの州エネロ・ド・ウ・エ・チュク最高会議第一副議の支配株を購入。カステレ長と盟友関係。ふたりでウクラインター会社も傘下に。傘下会民主党（統一）を主導。ウクラインのウクラインクレジット銀行は3産業家企業家同盟に強い影響力。一つの州エネロを管理下にキヤ首相を推薦。もつ。電力をめぐる非貨幣取引で巨額の利益。	
《ファイナンス・クレジット・グループ》バカイ		国有会社《ウクライネガス》元社長、最 高会議議員。	ネオ相対的にガス市場に強い。州エネロ2社を私有化。	バカイは《地域復興》を主導したがウクライナ最高会議議員（石油・ガス会社、金融会社を支配。ロシアのベレグフスキーのパートナー）とともに《民主同盟》のリーダー。
《ドネツク・グループ》	アフト アザロフ	《ドネツク産業同盟》 トップ 国税庁長官	《ドネツク産業同盟》傘下には会社《ドネツク》、《エネトネツク州知事と盟友関係。ルゴ》、《ARS》など。	
《ドニエトロフスカ・グループ》	ピンチューク キギブコ ゲルカチ	《インターイグ》トップ 最高会議議員。 副首相。最高会議議員。 父レオントフは安全保障局長官。息子アントレイは最高会議議員。	ロシアのアルファ・グループと親（大統領の女婿）、密な関係。 元金融ビジネス、レイト・ヒベ金融ビジネス、メディア支援。 ロシアのチュバイスと友好関係。	《労働ウクライナ》の政策決定に関与。 《労働ウクライナ》の代表者。 《労働ウクライナ》の政策決定に関与。

(出所) 「独立新聞」2001/7/26, 2001/8/1, 「エクスプレス」No.27, 2000, No. 20, 2001, 「ウクライナ」2001/5/22-28, 「ノーヴァ・イースト・ウクライナ」2001/5/22, 「コンパニオン」No.38, 2000, <http://oracle.rada.gov.ua:2000/>, Fonkich, Kateryna, Rent Seeking and Interest Groups under Institutions of Transition: The Case of Ukraine, p. 21, 2000, <http://www.sigov.si/zmar/conference2000/pdf/fonkich.pdf/>.

(2002年2月6日脱稿：本来であれば、2002年前半に上梓される予定であったが、諸般の事情で出版が遅れた。本稿は脱稿後に行われたウクライナ議会選などの状況変化を一切反映していない。脱稿時の原稿をごく一部の手直しを除いてそのまま使った)

[参考文献]

[1] Åslund, Anders (2000) "Why Has Ukraine Failed to Achieve Economic Growth?," *Economic Reform in Ukraine: The Unfinished Agenda*, ed. Åslund & de Menil, Georges, M. E. Sharpe, 255-277.
[2] Balmaceda, Margarita (1998) "Gas, Oil and the

Linkages between Domestic and Foreign Policies: The Case of Ukraine, *Europe-Asia Studies*, 257-286, Vol.50, No.2.

[3] Bernstam, Michael & Alvin Rabushka, *From Predation to Prosperity: Breaking UP Enterprise Network Socialism in Russia*, <http://www.rusiaeconomy.org/>

[4] _____, _____ & _____ (2000)

" _____ : _____, " _____, No.5, 113-119,

[5] Brock, Gregory (2000) "The ZATO Archipelago R

- evisited - Is the Federal Government Loosening Its Grip? A Research Note," *Europe-Asia Studies*, 1349-1360, Vol.52, No.7.
- [6] Brock, Gregory (1998) "Public Finance in the ZATO Archipelago," *Europe-Asia Studies*, 1065-1081, Vol.50, No.6.
- [7] Downey, M., Tax Breaks in Ukraine, The case for and against their withdrawal, <http://www.ueplac.kiev.ua/eng/papers/papers1.shtml/>
- [8] Ellman, Michael (2000) "The Russian Economy under El'tsin," *Europe-Asia Studies*, 1417-1432, Vol.52, No.8.
- [9] Enthoven, Adolf (1999) Russia's Accounting Moves West, <http://www.mamag.com/strategicfinance/1999/07f.htm/>
- [10] (2000)
- [11] Fonkich, Kateryna (2000) Rent Seeking and Interest Groups under Institutions of Transition: The Case of Ukraine, <http://www.sigov.si/zmar/conference2000/pdf/fonkich.pdf/>
- [12] Granovsky, Volodymyr, Yurchyshyn, Vassyl, Lunina, Inna, Karizhsky, Maksym, Vedmid, Yaroslav (2001) Of government, speak either honestly or highly: An analytical review of the government's performance in 2000-2001, Agency for Humanitarian Technologies, Kyiv.
- [13] (1998) "
- ," , 20-35, No.11.
- [14] (2000) "
- :"
- ,"
- , 65-82, No.9.
- [15] (1999) "
- ,"
- :
- ,
- Economic Research.
- [16] Legeida, Nina (2001) "Implicit subsidies in Ukraine: estimation, developments, policy implications, (Forthcoming).
- [17] Lopez-Claros, Augusto & Alexashenko, Sergei (1998) Fiscal Policy Issues During the Transition in Russia, IMF Occasional Paper, No.155.
- [18] Lovei, Laszlo (1998) Electricity Reform in Ukraine, *Viewpoint*, No.169, The World Bank Group.
- [19] Lovei, Laszlo (1998) Electricity Reform in Ukraine, *Viewpoint*, No.168, The World Bank Group.
- [20] Luzik, Peter (1999) International Experience in Tax Reform and Lessons for Ukraine, CERT Discussion Paper, No.4.
- [21] 松里公孝 (2000) 「トランスカルパチア州におけるエリートと政党政治」『ウクライナの現代政治』北海道大学スラブ研究センター。
- [22] (2001) ,
- ., 《 》.
- [23] Non-Payment in the Electricity Sector in Eastern Europe and the Former Soviet Union (1999) World Bank Technical Paper, No.423.
- [24] Nosov, Vitaly (1999) Non-payments and Barter in Ukraine's Power Sector: a Policy Challenge," *Policy Studies*, No.5.
- [25] Olson, Mancur (2000) *Power and Prosperity: Outgrowing Communist and Capitalist Dictatorships*, Basic Books.
- [26] Pinto, Brian, Drebensov, Vladimir, Morozov, Alexander (2000) "Give Growth and Macro Stability in Russia a Chance: Harden Budgets by Dismantling Nonpayments," World Bank Policy Research Working Paper, No.2324.
- [27] Pinto, B., Drebensov, V., Morozov, A. (2000) "Dismantling Russia's Nonpayments System: Creating

- Conditions for Growth," World Bank Technical Paper, p.9, No.471.
- [28] *Russian Federation* (1993) IMF Economic Reviews.
- [29] Shiobara, Toshihiko (2002) A "Marxian" Review of the Current Russian Economy, prepared paper for the Slavic Research Center's Winter Symposium.
- [30] 塩原俊彦 (2001) 「ロシア企業の諸問題 非貨幣取引をめぐる」、『ロシアの政治・経済動向 - プーチン大統領の目指すもの -』財団法人国際金融情報センター。
- [31] 塩原俊彦 (2001) 「ソ連・ロシア経済体制の「非軍事化」と軍産複合体」『PRIME』第13号。
- [32] 塩原俊彦 (1999) 「ロシアの銀行・企業間関係をめぐる諸問題」法政大学産業情報センターNo.87.
- [33] , . (1999) "
- ," , 90-101, No.12.
- [34] , .. , .. , . (1999) "
- ," , 90-107, No.9.
- [35] , (1999) "
- ," , Center for Social and Economic Research.
- [36] Tomczynska, Magdalena, Critics on Fiscal Incentives Weakening Ukrainian Tax System, Center for Social and Economic Research -Ukraine, <http://www.case.org.ua/case/ext/>
- [37] 上垣彰 (2001) 「対外経済関係」『現代ロシア経済論』岩波書店。
- [38] : - (2001) pp.9-10.
- [39] *Ukraine: Restoring Growth with Equity: A Participatory Country Economic Memorandum* (1999) World Bank Country Study.
- [40] *Ukraine: Recent Economic Developments* (1999) IMF Staff Country Report, No.42.
- [41] von Hirschhausen, Christian (1999) "Gas Sector Restructuring in Ukraine: Analysis of Import Dependence, Price Formation and Socio-Economic Effects," *Ukraine at the Crossroads: Economic Reforms in International Perspective*, ed. Siedenberg, Axel & Hoffmann, Lutz, Physica-Verlag Heidelberg, 391-407.
- [42] , . . . (2000) 《 . . . 》.

註

- (1) こうした視点については、拙稿[29]参照。
- (2) 企業だけでなく、個人の私的所得についても問題になる（賃金未払いや公務員については政府・個人間の、民間企業従業員については企業・個人間の私的所得の不明瞭を意味している）が、ここでは考察対象にしない。
- (3) Åslundによれば、ウクライナにおいては1991年から1993年に、レント・シーキングを行う主要手段として4つが存在した（[1] p. 264）。第一は、価格統制のために世界市場価格に比べて安価な金属や化学品を海外で販売することで、国家冶金企業、商品トレーダー、外国貿易に従事する官僚、政治家がレントを得たという。第二は、補助された外国為替でロシアから天然ガスなどを輸入し、高い価格で国内販売することで、少数のガス輸入業者や政府のパートナーがレントを得た。第三は、利子補給によるもので、第四は、農業やエネルギー部門中心に政府補助金によってレントを得たという。
- (4) ロシアの公式GDPは世界の多くの諸国と異なっており、それ自体に「シャドー経済」の一部を含め

て算定されていることに注意しなければならない ([13] p.21, [8] p.1430)。ウクライナの公式GDPの算出においても、非公式活動の一部を含んでおり、1996年の公式GDPの場合、12%の全体的影響を伴った非公式活動が含まれていたという ([40] p.14)。なお、ウクライナにおける「シャドー経済」については、[39] pp.117-120を参照。

- (5) 利潤税、付加価値税、物品税、関税、個人所得をめぐる詳しい免税措置については[17] pp.18-21を参照。ほかに、1993年からアトランタ・オリンピックへの選手養成の目的で国民スポーツ基金に輸入税、付加価値税、物品税の免税特恵があたえられ、同基金はこの特恵を悪用して大量のアルコール、タバコ、自動車などを輸入販売した ([17] p.11)。
- (6) 税制を支える基本である税務会計と企業会計は私的所得の確立の大前提だが、ロシアについては、企業会計は主として、1992年3月20日付ロシア連邦財務省令で承認されたロシア連邦における会計・報告規程、1994年12月26日付ロシア連邦財務省令で承認された同規程（新規程）、1996年11月21日付連邦会計法、1998年3月6日付ロシア連邦政府決定「国際財務報告基準にしたがった会計改革プログラムの承認について」と同プログラムに基づいて変更されてきた。税務会計は、1991年12月27日付ロシア連邦法「ロシア連邦における基本税制について」に代わって、1998年7月に制定され1999年1月1日から導入された税法典第1部、および2000年8月に制定され2001年1月1日から導入された税法典第2部の一部（付加価値税、物品税など）、2001年8月に制定され2002年1月1日から導入された税法典第2部の一部（利潤税など）などに基づいて整備されてきた。私的所得の前提となる収益認識法については、代金受領時点とする現金主義と、商品納入時点とする発生主義があるが、

現在では、企業が財務諸表を作成する際には、発生主義を採用し、税務会計上では、現金主義ないし発生主義を開示して選択することになっている ([22] p.87など)。ウクライナでは、1993年4月3日付ウクライナ閣僚会議決定で承認されたウクライナにおける会計・報告組織化規程によって企業会計が整備されはじめ、1999年7月16日付でようやくウクライナ法「ウクライナにおける会計・財務報告について」が制定された ([42] p.111)。税務会計上では、発生主義と現金主義の選択制がとられている ([42] p.108)。

- (7) CIS内での経済ゾーン創設問題については、[33]を参照。
- (8) カリーニングラード州における自由経済ゾーンは1993年1月からスタートし、1996年1月22日付連邦法「カリーニングラード州における特別経済ゾーンについて」により、自由関税ゾーンとしての特別の特恵を得た。自由経済ゾーンの構想はアルタイ地方、ケメロヴォ・ノヴゴロド州、モスクワ市シェルメチェヴォなどにも存在した。ナホトカについては、1994年に政府決定、1996年に大統領令が出されたが、法律によって特恵をより確実なものにするまでには至っていない。
- (9) ウクライナでは、国債発行などによる資金調達に困難となり、中央銀行が国債を購入するなどして政府の資金調達に協力した。過去に発行したユーロ債の償還や国債の償還に窮する事態に至ったが、国債についてはより長い償還期限の国債への借り換えを行うことなどによって元利払いの停止にまでは至らなかった。ユーロ債の債務不履行も免れた。
- (10) ウクライナでは、1994年の議会決定により、ガスパイプラインの私有化が禁止された一方、国有のウクルガスプロムが主要な国内ガス生産者であり、ガス輸送・貯蔵設備を運営し、1996年までウクライナにおける唯一のガス輸入業者だっ

た ([18] p.2)。州や市に根拠をおく約50のガス分配会社はガス分配のネットワークの運営・維持に従事した。ウクルガスはこれらのガス分配会社における国家保有株を管理していた。ガスの生産、輸送、分配は国家石油ガス委員会によって監督され、ガス価格については経済省が規制していた。1996年にIMFの圧力で、ガス輸入への国家保証が撤廃され、複数の私的なガストレーダーにガス輸入権および特定州の顧客への販売権があたえられることになった。1996年はじめに、8つの独立した卸売ガス輸入業者にロシアおよびトルクメニスタンからガスを購入し、地域の工業に供給する独占権があたえられたという ([2] p.270)。この数が後に2つに減らされ、そのひとつとしてラザレンコ首相（当時）の影響力下にあったウクライナ統一エネルギーシステムが大きく成長したわけである。1997年央に、産業向けのガス輸入・供給に対しては、価格や営業地域に対する規制のない私的ガストレーダーがあたりることになった。1998年に20を超すトレーダーがガスを輸入して、自由に交渉された価格で産業顧客向けに販売するようになった。家庭や地域暖房会社へのガス供給については、ガス分配会社が経済省によって設定された価格でウクルガスピロムのガスを販売することになった。この間、国家資産基金はいくつかのガス分配会社の株式の大半を会社の経営者、従業員、地方投資家に安価な価格で売却した。1998年はじめに、国家が石油・ガス工業で保有したすべての資産を所有するナフトガスの設立に向けた動きが広がり、同年2月、ナフトガス設立を命じる大統領令が出された。これは、国家資産基金への議会の影響力の増大に対抗するため、石油・ガス部門の私有化過程におけるコントロールを政府に取り戻そうとする試みでもあった。その後、同年5月、世界銀行と政府との間でガス改革に関する合意が締結され、一定の計画が示

された。ただ、2000年12月ころの段階では、ガス採掘や地域トランスガスへのガス販売に従事する国有会社《ウクライナ・ネフチェガス》が存在し、ガス市場を支配していた（『エクスペルト』 p.41, No.49, 2000）。

- (11) 企業会計上、パートナー、相互相殺、「手形」による決済実施のうえで、それらの評価をどう行うべきかについては、依然として混乱がある。ロシアの状況については、[4]参照。ロシアでもウクライナでも、こうした取引が蔓延しているから、そもそも企業会計上、企業の私的所得そのものを決定づけること自体が困難な状況にある。たとえば、タトネフチというロシアの石油会社の1998年決算で税引き前利益は1997年に比べて27%減少したが、これを西側の会計基準で再評価すると、58%の減少だったという ([9])。それは前者において、パートナーを現金支払いとして計算していたためだった。
- (12) この30%という数値はPintoらの論文のなかで、ロシアにおけるアンケート調査で出てきたものであり、それがそのまま適用されている ([26] p.23)。
- (13) Lovei ([19]) によると、1998年段階で、14の大型火力発電所は4つの株式会社によって所有・運営されていたが、4社の株式の過半数は政府（電力省）によって保有されていた。11の水力発電所は2つの株式会社、5つの原子力発電所はエネルギーアトムによって所有・運営されていたが、いずれも政府が100%株式を保有していた。25州と2市（キエフ・セヴァストーポリ）において低圧送電網を所有し、若干の発電設備を有する27の株式会社（オブルエネルギー、州エネルギー）の株式の大半は政府が保有していた。電力卸売市場から電力を購入し、大規模な顧客に再販していた私企業（免許取得後、電力料金規制を受けない）の電力販売高に占める割合は1997年末で20%だった。国有企業のウクルエネルギー

は、高圧送電網を所有・運営し、また、ナショナル送電センターを保有していた。後者は発電所からすべての電力（産業による自家発電分を除く）を購入し、それを規制・非規制料金での供給者に再販していた。1995年に設立された国家電力規制委員会が発電所、高圧送電、低圧送電、卸売市場向けライセンスを発行・モニターし、電力料金や非規制電力供給も管理していた。

- (14) 電力会社の私有化は必ずしも進んでいない。1997年に国家資産基金によって採択された私有化計画では、州エネルギーと発電会社の株式のうち、経営者・従業員、他の株式保有者の要求を満たした後の少数部分だけを販売することになった（[19] p.6）。1998年をはじめに、この計画を実施する試みは少数株式への投資家の限られた関心のために失敗したという。
- (15) [27] p.60. ロシア統一エネルギーシステムは2000年7月15日から現金で電力料金を支払わない顧客への電力供給を停止する方針で臨むことを決めた。それは上記の地方「エネルギー」による非貨幣取引を削減させるためだが、その実効性については不明である。
- (16) 電力部門における東欧や旧ソ連諸国の非貨幣取引については[23]を参照。ガス会社と他企業との非貨幣取引については拙稿[30]を参照。
- (17) ガスプロムとUESの間には、ガスプロムのエネルギー向けガス供給量、その代金返済などをめぐって、対立が存在しないわけではない。ガスプロムは26のエネルギーに対して破産手続きを開始する決断をしたほどである。しかし、この手続きは連邦下院によって停止された。ガスプロムがエネルギーの株を保有する持ち株会社であるUESの株式と、エネルギーに対する債権を交換する

(debt equity swap) といった計画は実現しておらず、表面上の対立とは別に両者は互いに共存関係を有していると考えられる。

- (18) ウクライナにおけるガス価格については、1994年までは卸売価格が1000立方メートルあたり7ドルだったが、その後、引き上げが開始された（[2] p.270）。ロシアからのガス輸入価格は1000立方メートルあたり80ドルとされ、工業向けの最終価格が83ドル、家庭向けが76ドル（ガスメーターなし）ないし66ドル（ガスメーターあり）であったため、ガス消費者には予算から補助金が出されていたという（[41] p.398）。しかし、実際には、ガス卸売価格は80ドルよりもかなり低く、ここにガストレーダーが利益を獲得する余地が大いにあった。
- (19) 註10に示したように、ガス部門ではさまざまな制度変更が行われたが、本稿で指摘したように国内ガス価格が原価に比べてきわめて高く設定されていたことから、ガス販売で巨額の利潤があげられた時期があったと推定される。さらに、ロシアからのガス輸入分の一部を外国に転売することによっても巨利を得ていたことがしられている（「エクスベルト」p.40, No.49, 2000）。
- (20) チモシェンコの就任後、翌年の秋までに寡頭資本家が受けた損失は10億ドルにもなったという説もある（「コメルサント・ヴラスチ」No.4, 2001）。
- (21) Åslundによれば、ロシアの企業集団は通常、私的企業集団のトップである一個人によって主導されているが、ウクライナの企業集団は通常、政府官僚と企業指導者のふたりの指導者を有しているという（[1] p.267）。さらに、ロシアの企業集団と異なって、ウクライナの企業集団は主として地域的であり、地方知事への依存が強いという。

付表 ウクライナとロシアの経済改革動向

財政金融政策			価格政策		貿易政策		その他
時期	内容	時期	内容	時期	内容	時期	内容
ウクライナ 1992年 1月	主として食料品購入のために国営店での取引に使用されたクーポンに代わって、多様な使用ができるクーポンが導入された。	1991年 1月は じめ	PIFの価格自由化に対応して、政府は大幅な価格上昇を伴った価格の部分的自由化を実施。生産者段階では、石炭が平均46倍、原油が8倍、天然ガスが6倍、電力が8倍に。小売段階では、ガソリンが3倍、石炭が5倍、ガスが5倍、電力が4倍から12倍に。	1992年 と1993 年	旧ソ連138国と相互貿易協定を締結し、数量割当と国家発注による貿易。	1992年 3月	国有企業資産私有化法、小国有企業私有化法が制定（実施は進まず）。
1992年 12月	ウクライナのルーブル建ての全銀行預金が1:1の割合でクーポンに建てに換えられた。クーポンはそれぞれがクーポンという単位で呼ばれており、ウクライナが独自通貨としてクーポンを位置づけたことになる。	1991年 1月31 日	大部分の財に対する利益率を25-40%に制限する大統領令。直接、政府によって価格が固定される管理価格は生産者段階では、石炭、石油、ガス、電力、貨物輸送、通信に適用され、卸売段階では、精製された石油製品がコスト+マージンという形で価格規制された。小売段階では、管理価格はパン、乳製品、シリアル、野菜、砂糖、塩、肉などに適用され、最大利益率が制限された。食料以外にも、石炭、ガス、電力、鉄道運賃なども管理価格とされた。	1993年 はじめ	輸出規制の緩和。5%から30%の輸出割当を支払えば数量割当外で輸出可能に。さらに、対外経済関係者と地方商品取引所によって組織されたメキシコで数量割当を購入することで輸出可能に。4月から開始された毎月のメキシコで、セメント、非鉄金属、石炭、鉄鋼などの総輸出割当の約5分の1が販売されるようになった。数量割当の対象が1992年の180品目から390品目に拡大。製品輸出を除くすべての輸出には輸出許可が必要だが（製品輸出は5%の輸出割当を支払えば可能）、企業が数量割当を取らないし輸出割当を支払えば、自動的に対外経済関係者から発行された。国家発注ないし国家契約に基づく輸出（政府が国内価格で輸出財を購入し、海外でそれを販売）向けには、1年間有効の「一般免許」が発行された。	1992年	1200の広義の財範疇向けに国家発注が行われ、それはこうした財取引の約75%にのぼった。
1992年	1992年の予算補助金は1991年のGDPの約13%のレベルから1992年のGDPの約5%のレベルに削減され、予算外補助金も1991年のGDPの約4%が削減されることになった。	1992年 1月は じめ	農業調達価格が原則として自由化された。しかし、実際には、上限調達価格が適用され、統制された小売食品価格+補助金と、取引マージン+加工コストとの間の差を調達価格が上回ることはできなかった。	1993年 3-8月	輸出代金の50%がウクライナ銀行間外為市場レートで国家に売却されなければならなかった（それ以前には100%が公式レートで売却されなければならなかった）。	1993年 1月	政府は国家発注対象を600グループに削減、その規模は対象材取引の約50%になった。また、小売独占をやめ、1万7000の店を包摂する8000ほどの新しい法人が設立された。
1993年 9月	中央銀行によって組織された外為市場がスタート。	1992年 5月	ガソリンとディーゼル石油の小売補助金が廃止された。	1993年 8月- 1994年 10月	輸出代金の50%が市場レートよりも実質的に不利な公式レートで国家に売却されなければならなかった。	1994年 10月	IMFは体制移行融資（STF）として約3億9100万ドルをウクライナ政府に融資することで合意。財政赤字削減、企業貸出増加制限、価格・外為・貿易制度の自由化に取り組んだ。
1996年 9月	新通貨フリヴナへの導入と、10万分の1のデバリエーションの実施。	1992年 6月	加工段階での乳製品への予算補助金が廃止された。牛乳生産段階での補助金は継続。乳製品への管理価格は利潤率への制限に変更された。	1993年 11月	ウクライナの輸出業者の輸出代金に対して10%の課税。	1995年 4月	IMFは1995年の政府経済改革プログラムを支援するため、約15億7000万ドルのこのぼる期間1年のスタブ・バイアウトと、約3億9200万ドルのSTFを承認した。毎月のインフレ率を年央に1桁台、1995年末に約1%まで引き下げることを目標。財政赤字は1994年のGDPの8.6%から1995年には3.3%まで削減することを目標に。農業や石炭産業への補助金削減が重要課題に。
		1992年 7月	利潤率に対する多くの制限が撤廃された。	1994年 10月- 1995年	輸出代金の30%が公式レートで国家に売却され、10%がメキシコで中央銀行に売却されなければならなかった。	1996年 5月	IMFは1996年の政府経済改革プログラムを支援するために約8億5700万ドルのこのぼる9カ月間のスタブ・バイアウトを承認した。1995年後半、政策実施が遅れたが、1995年末と1996年はじめに、当局はプログラム実施に向けた修正措置を採択した。1996年のプログラムでは、毎月のインフレ率を年末までに約1-2%まで引き下げることを目標に。統合予算の赤字を1995年のGDPの5%から1996年には3.5%まで削減することが目標に。

			1992年12月	包括的価格政策の実施。①管理価格の大幅引き上げ（生産者段階で石炭が平均3倍、原油が9倍、天然ガスが5倍近く、電力が75%、通信が130%引き上げられ、小売段階では、ガスが13倍、電力が4倍、都市輸送が10倍引き上げられた、②鉄道、海洋・河川輸送向けの管理価格や、小売段階での石油精製品や乗客運賃への管理価格が撤廃された。残っていた食料品への管理価格も廃止されたが、基礎的食品の小売価格は補助金を通じて規制された、③規制価格の範囲が拡大され、価格の引き上げを事前に当局に届け出、当局がこれを拒否できる企業や生産物のリストが拡大、④農業調達価格のインデックスが1993年から導入されることになった。	1996-1998年	上記の外為規制撤廃。	1997年8月	IMFは1997-1998年の政府経済改革プログラムを支援するため約5億4200万ドルにのぼる1年間のスタブ・バイレジットを承認した。1996年の経済改革プログラムのもとで経済安定化に進展、インフレ率が急低下し、私有化、価格自由化、貿易自由化で実質的な進歩がみられた。1997-1998年のプログラムでは、インフレ率を1996年の40%から1997年の15%、1998年の12%に引き下げることが目標に。統合予算の赤字は1997年がGDPの4.6%、1998年が4.5%とすることが目標に。
			1995年	政府は穀物買付を1995年の収穫の約3分の1にあたる1000万トに制限。			1998年9月	IMFは総額約22億500万ドルの3年にわたる拡大信用供与（EFF）を承認した。構造改革のペースをあげ、経済成長を促すことを目標に。
							1999年5月	IMFはEFFの総額を約3億6600万ドル分増額することを承認。
ロシア	1991年末	中央銀行は商業銀行の預金・貸出金利を自由化。	1992年1月	包括的価格自由化の実施。ガス、電力、石炭、通信の価格は中央政府によって集権的に管理されつつ、公的輸送、アパートの家賃、主要食料品については地方政府が統制を継続。石油価格は1992年9月までは、行政的に管理され、国内石油流通の4分の3は国家発注によって決定づけられていたが、9月以降、石油生産者は自由にコストを上乗せをすることが可能になった。	1991年12月	政府決定「1992年のロシア連邦領内での商品（労働、サービス）の輸出入の許可および割当について」により、武器、弾薬などの輸出入に関する許可・割当および石油、天然ガスなどの輸出入に関する輸出許可・割当制が導入された。	1992年8月	IMFは約11億ドルにのぼる5カ月間のスタブ・バイレジットを承認した。
	1992年11月	新外為法の制定で、通貨交換制を導入。			1992年	石油、ガス、原料の輸出に20%から40%の課税。輸入は1992年はじめに自由化され、年初に輸入税が停止された。しかし、輸入税は1992年7月に平均5%で再導入され、9月に平均15%に引き上げ。ただし、輸出入税ともに免税措置が多く、実効負担はそれほど高くなかった。	1994年4月	IMFは体制移行融資（STF）としてロシア政府による第2引き出し約17億ドルを承認。1994年の経済プログラムを支援するためのものだったが、結果は不十分であった。
	1992年	輸入補助金を含む明示的補助金は1992年にGDPの29%に。うち生産者補助金は9%で、このうち農業向けが約半分を占めた。石炭産業への補助金はGDPの約1.2%。消費者補助金はGDPの2.5%から3%だった。価格自由化で食料への補助金は減少したが、食料価格の設定が地方段階に移行したことで、地方政府が実質的な食料補助金を供与するようになった。輸入補助金はGDPの17.5%にのぼった。			1992年前半	中央銀行からの特別許可によって免除されないかぎり、すべての輸交代金は国内還流を義務づけられた。政府は石油とガスの輸出業者に輸交代金の一部を手元に残すことを認めたが、輸交代金の40%は集権的輸入の支払い向けに外国の口座に置くことが義務づけられた。エネルギーと原料の輸出は、1ドル＝55ルーブルで、銀行間市場金利の半分以下で40%を預けることになった。さらに、すべての輸出に対する輸交代金の10%は「中央銀行市場レート」でルーブルに転換されて中央銀行に預けられることになった。残りの代金は国内銀行の外為口座に預けることが認められた。	1995年4月	IMFは1995年の政府の経済安定化・改革プログラムを支援するため、約68億ドルにのぼる12カ月間のスタブ・バイレジットを承認した。毎月のインフレ率を1995年後半に平均1%に引き下げ、連邦政府の赤字を1994年のGDPの11%近くから1995年には6%まで削減することを目標に。中央銀行による財政赤字補填のための直接貸出が停止される。輸出自由化などの構造改革も推進。
	1995年	1995年の政府安定化プログラムでは、石油・ガス部門からの税収引き上げ、輸入税率の引き上げなどが見込まれていた。			1992年6月	政府指令により石油、ガス、非鉄金属、鉄鋼などの「戦略的」財の輸出企業の登録制が規定された。	1996年3月	IMFはロシア政府の中期マクロ経済安定化・構造改革プログラムを支援するために総額約101億ドルにのぼる3年間の拡大信用供与（EFF）を承認。政府の中期マクロ経済安定化プログラムでは、年間インフレ率を1桁に、財政赤字を1995年のGDPの約5%から1996年の4%、1998年の2%に削減することなどを目標に。構造改革では、輸出の自由化、私有化の加速化、土地改革などを推進。

			1992年 後半	輸出代金の還流要求は維持されたが、全輸出代金の50%が銀行間市場レートでルーブルに転換されて預けられることになった。	1999年 7月	IMFは1999-2000年の政府経済プログラムを支援するため、約45億ドルにのぼる期間17カ月のスタブ・バイ・インジットを承認。ロシアの1999-2000年経済プログラムでは、1999年の連邦予算の財政黒字目標をGDPの2%に、インフレ率の目標は1998年の84.5%のインフレ率に対して1999年50%に。金融セクターの改革、産業のリストラなどの構造改革を推進。
			1993年 1月	輸出の再集権化が生じた。これは、政府が自らの輸入のために輸出から外貨を獲得した1992年9月から選択的に開始されていた。いわゆる「集権輸出」のもとでは、外国貿易組織が国内生産者からルーブル建てで財を購入し、体外経済関係省がどの企業が海外でその財を販売するかを決定し、輸出代金は連邦政府にすべて入る。集権輸出では、輸出税は免除されるが、生産者は黙示的により多く課税される。なぜなら生産者は輸出代金から輸出税を差し引いた残りよりもわずかしかが得られないからである。しかも、生産者は直接、外貨を得られない。1993年3月、政府は石油と天然ガスの輸出業者に非集権輸出分について50%の外貨をルーブルに転換する義務を免除した。		
			1994年 3月	政府決定によって、1994年7月1日以降、食料品中心に多くの輸入税率が引き上げられることになった。		
			1994年 5月	大統領令により、輸出割当・許可制が1994年7月1日から廃止されることになった。		
			1994年 7月	石油・石油製品については、現行制度が94年末まで維持されることになった。その結果、石油輸出業者向けのすべての免税措置は保持された。天然ガス、電力、肥料、木材、非鉄金属などの「戦略的商品」については、輸出数量割当という制約はなくなったが、対外経済関係省によってなされる特別登録手続きの対象とされ、同省は特定の輸出業者にのみこれらの商品の輸出権を与えることにした。		
			1995年 3月	大統領令により、石油・石油製品を含めて、輸取出量割当・許可制、輸出企業登録制が廃止されることになった。		

(出所) Ukraine, IMF Economic Reviews, 1993, Секарев, А., "Экономическая реформа в Украине," Вопросы экономики, pp. 62-77, No. 5, 1996, Luzik, Peter, International Experience in Tax Reform and Lessons for Ukraine, CERT Discussion Paper, No. 4, 1999.
 Russian Federation, IMF Economic Reviews, 1993, Russian Federation: Toward Medium-Term Viability, World Bank Country Study, 1996, Zaostrovitsev, Andrei, Rent-Seeking Behaviour in the Russian Transitional Economy, Stockholm Institute of East European Economics, Working Paper, No. 102, 1994, 上垣彰「対外経済関係」『現代経済論』岩波書店、2001.
 www.imf.org.